

**中華人民共和国  
経済法・企業法整備プロジェクト  
事前評価調査報告書**

**平成 17 年 6 月  
(2005 年)**

**独立行政法人国際協力機構  
中華人民共和国事務所**

**中国事**

**JR**

**05-015**

## 序 文

中華人民共和国（以下、中国）では、改革・開放政策により市場経済化の進展に伴い、中国の実情にあった市場経済メカニズムを下支えする法令・省令・地方性法規の制定・改正作業が急務となっています。特に 2001 年 12 月に中国の WTO への正式加盟が発効して以降、独占禁止法の制定作業や会社法及び投資関連法の改正作業等の国内の法制度の見直し・整備が急ピッチで進められていますが、先進諸国の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い法制度をいかに整備するかが重要な課題となっています。

かかる背景のもと、2003 年 12 月、中国側は、法文化（法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等）が類似している日本の経験と知見を参考に経済関連法の立法、改正作業を進めていく必要があるとして、日本政府に対し、会社法、独占禁止法及び市場流通法の法制定・改正支援、並びに立法関連機関及び法執行機関に所属する担当官の人材育成に係る技術協力を要請しました。

これを受け、国際協力機構は、2004 年 8 月から 9 月にかけて事前調査団を派遣しました。この調査結果を踏まえ、中国事務所がプロジェクト基本計画等に係る協議を行い、2004 年 11 月 18 日、商務部との間で討議議事録及び暫定計画を締結しました。本報告書は、これらの調査結果を取りまとめたものであり、今後の中国経済法・企業法整備プロジェクトの実施にあたって活用されることを願うものです。

ここに、本調査にご協力を賜りました内外の関係各位に対しまして深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第です。

平成 17 年 6 月

独立行政法人国際協力機構  
中国事務所長 木村 信雄

## 略語表

ADB	Asian Development Bank アジア開発銀行
APEC	Asia-Pacific Economic Cooperation アジア太平洋経済協力
BMZ	Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung ドイツ連邦経済協力開発省
CAS	Country Assistance Strategy 国別援助戦略
CIDA	Canada International Development Cooperation Agency カナダ国際開発庁
EU	The European Union 欧州連合
FTA	Free Trade Agreement 自由貿易協定
GATS	General Agreement on Trade in Services サービスの貿易に関する一般協定
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit ドイツ技術協力公社
JETRO	Japan International Trade Organization 日本貿易振興機構
MBO	Management Buy-Out マネジメント・バイアウト(経営陣による企業買収)
M&A	Mergers and Acquisitions 企業合併・買収
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development 経済協力開発機構
PCM	Project Cycle Management PDM を用いた運営管理手法
PDM	Project Design Matrix プロジェクト概要表
TRM	経過的審査メカニズム
UNDP	United Nations Development Programme 国連開発計画
USAID	United States Agency for International Development アメリカ国際開発庁
USTR	United States Trade Representative アメリカ通商代表部
WTO	World Trade Organization 世界貿易機関

地 图



出所 : <http://www.maps-of-china.com/china-country.shtml>

## 写 真



### 写真 1

R/D 署名式に出席する JICA 及び商務部の関係者

右（前）から商務部国際経貿関係司 朱 洪 副司長、JICA 中国事務所 木村 信雄 所長

右（後）から商務部条約法律司 呉 振 国 処長、商務部条約法律司 尚明司長、商務部 安民 部長助理、JICA 伊沢 正 理事、加藤団長、黒田団員

## 目 次

序 文	
略語表	
地 図	
写 真	
第1章	要請背景 ..... - 1 -
第2章	調査協議の経過と概略..... - 2 -
第1節	中華人民共和国プロジェクト形成調査（ガバナンス強化支援） ..... - 2 -
第2節	企業法整備プロジェクト形成調査..... - 2 -
第3節	事前評価調査..... - 3 -
第4節	実施協議調査..... - 3 -
第3章	事前評価表..... - 4 -
第1節	事前評価表..... - 4 -
第4章	プロジェクト・ドキュメント..... - 15 -
第1節	序説 ..... - 15 -
第2節	プロジェクト実施の背景..... - 16 -
2-1	社会・経済情勢..... - 16 -
2-2	法制度整備概況..... - 17 -
2-3	中国政府の戦略..... - 19 -
2-4	過去・現在行われている我が国、他のドナー国及び国際援助団体の対象分野 関連事業..... - 21 -
第3節	問題と現状..... - 28 -
3-1	法制度構築にかかわる課題の枠組み分析 ..... - 28 -
3-2	現状と課題の分析..... - 28 -
第4節	プロジェクト戦略..... - 38 -
4-1	支援の実施方針..... - 38 -
4-2	プロジェクトの実施体制..... - 41 -
第5節	プロジェクトの基本計画..... - 43 -
5-1	上位目標..... - 44 -
5-2	プロジェクト目標..... - 44 -
5-3	成果 ..... - 44 -
5-4	活動 ..... - 45 -
5-5	投入 ..... - 47 -
5-6	外部条件とリスクの分析..... - 48 -
5-7	前提条件..... - 48 -

第6節	プロジェクトの実施妥当性.....	- 49 -
6-1	妥当性 .....	- 49 -
6-2	有効性 .....	- 49 -
6-3	効率性 .....	- 50 -
6-4	インパクト.....	- 50 -
6-5	自立発展性.....	- 51 -
6-6	結論 .....	- 51 -
第7節	モニタリングと評価.....	- 52 -
<別添資料>		
別添1	プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)	
別添2	活動計画 (PO) (暫定)	
別添3	プロジェクトの運営実施体制図	
別添4	カウンターパート機関に関する詳細情報	
別添5	PCM ワークショップ実施記録	
別添6	PCM ワークショップ結果	
(1)	公司法	
(2)	三資法・M&A 法	
(3)	独禁法・不当競争防止法	

#### 附属資料

1. R/D (和文、中文)
2. M/M (和文、中文)
3. 事前評価調査資料 (団員構成、調査日程)
  - (1) 調査項目
  - (2) 調査団員の氏名と所属先
  - (3) 調査日程

## 第1章 要請背景

中華人民共和国（以下、中国）では、1978年12月の中国共産党第11期全国代表大会第三次中央委員会全体会議で「改革・開放」政策が採択されて以降、「いくらかゆりのある社会の建設」のために、政治、経済、文化等の様々な分野における改革を進め、特に経済体制各については「公有制を主体としつつ多様な所有制経済がともに発展する基本的経済制度を堅持し充実させる」ことが強調され、国有企業改革等の実体経済の改革とともに、2000年の『中華人民共和国立法法』制定に象徴されるように市場経済化を支える法律・省令・地方性法規等のソフトインフラの整備が進められてきた。特に2001年12月に中国のWTOへの正式加盟が発効して以降、独占禁止法の制定作業や会社法及び投資関連法の改正作業等の国内の法制度の見直し・整備が急ピッチで進められてきた。

こうした中国の政治・経済・社会情勢の変化を踏まえて、2001年10月に外務省により策定された『対中国経済協力計画』の重点分野・課題別経済協力指針のひとつに「法の支配や行政における透明性・効率性の向上」を含む「改革・開放支援」が位置づけられた。

この経済協力の方針を踏まえて、当機構は、2002年3月に「民間提案型プロジェクト形成調査（民間活動への支援）」を実施し、経済関連法の立法作業や放送関係者の人材育成に対する協力ニーズが高いことを確認した上で、2003年3月には「中華人民共和国プロジェクト形成調査（ガバナンス強化支援）」を実施し、①競争法、②国有企業改革及び関連法、③放送関係者の人材育成に係る起草・制定状況の現状、問題点及び協力ニーズ等について調査した。右調査の結果を踏まえて、2003年8月に「中華人民共和国プロジェクト形成調査（企業法整備）」を実施し、プロジェクト形成を具体化していくために協力内容、カウンターパート、詳細ニーズについて中国側政府機関と協議を実施した。

2003年12月、中国側は、法文化（法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等）が類似している日本の経験と知見を参考に企業関連法の立法、改正作業を進めていく必要があるとして、公司法、独占禁止法及び市場流通法の法制定・改正支援、並びに立法関連機関及び法執行機関に所属する担当官の人材育成に係る技術協力を正式要請し、日本側で本件プロジェクトの実施の妥当性について協議が行われ、2004年4月に追加採択された。

案件採択を受け、JICAは2004年8月から同年9月にかけて事前評価調査を実施し、現地調査及びPCMワークショップ等によりプロジェクト実施のための詳細なニーズを把握し、関連する情報収集・整理・分析を行い実施の妥当性を確認した。また、当該プロジェクトの協力内容、範囲、協力方法等についてプロジェクト基本計画案を取りまとめ2004年9月30日にミニッツにて日中双方で確認した。

2004年8月から9月にかけて事前評価調査を実施し、案件実施の妥当性を確認した上で、本件プロジェクトの有効な実施のために日中双方が取るべき措置について一連の討議を行



い、2004年11月18日に日中双方は協議議事録(R/D)に調印した。

## 第2章 調査協議の経過と概略

### 第1節 中華人民共和国プロジェクト形成調査（ガバナンス強化支援）

#### 1. 実施時期

2003年3月5日から2003年3月22日までの間

#### 2. 概略

国家科学技術部、最高人民法院、国家工商行政管理総局、証券監督管理委員会等の機関を訪問し、①競争法、②国有企業改革及び関連法、③法曹関係者の人材育成の3項目について、起草・制定状況の現状、問題点及び協力ニーズ及び我が国の協力実施の方向性について調査した。協力実施の方向性について、包括的競争法に関する協力については、機構改革前から起草に関与してきた工商局はもとより、国有資産監督管理委員会、商務部、最高人民法院等を対象とし、制定・執行の両面をカバーできるよう省庁横断的な支援が望ましい、並びに、企業関連法について法整備支援として総合的な技術協力プロジェクトの実施が適当であると分析した。

### 第2節 企業法整備プロジェクト形成調査

#### 1. 実施時期

2003年8月31日から2003年9月9日までの間

#### 2. 概略

2003年3月に実施したプロジェクト形成調査の結果を受けて、「外国投資者の国内企業買収にかかる暫定規定」（以下、M&A規定）、「中外合弁企業法」及び「中外合作経営企業法」及び「外資独資企業法」（以下、三資法）、「証券法」、「国有資産管理の暫定条例」、「破産法（試行）」等の法律を対象として、國務院法制弁公室、商務部、国有資産監督管理委員会、証券監督管理委員会、国家發展改革委員会等の機関を訪問し、中国側の詳細ニーズを把握するとともに、カウンターパート機関・協力内容を具体的に精査し、プロジェクト形成を具体化するための調査を行った。協力実施の方向性として、外資関連法（三資法、M&A規定）、公司法を主な対象法令とし、「国有資産管理法」、「証券法」、「破産法」のうち主な対象法令に関係する部分も可能な範囲で協力対象に含め、また商務部から要請のあった独占禁止法を加えた、立法・改正・執行支援を行う技術協力プロジェ

クト（案）を取りまとめた。

### 第3節 事前評価調査

#### 1. 実施時期

##### (1) 第1次調査

2004年8月1日から2004年9月2日までの間

##### (2) 第2次調査

2004年9月21日から2004年9月30日までの間

#### 2. 概略

##### (1) 第1次調査

2003年8月に実施されたプロジェクト形成調査、中国事務所で2004年3月に実施した基礎情報収集の結果及び商務部と国務院法制弁公室との協議の経緯を踏まえ、商務部、国務院法制弁公室、全人代、国家工商行政管理総局等を訪問し、対象法令の立法・改正動向、並びに、上海市、瀋陽市の地方政府の立法部門を訪問し、省、市レベルでの対象法令の執行の現状及び対象法令に関連する地方性法規の特定及びその制定にかかる体制等について調査を行い、プロジェクト実施のための詳細なニーズ調査及び関連する情報収集・整理・分析を行った。更に、PCMワークショップを2004年8月下旬に北京で行なった。

##### (2) 第2次調査

2004年8月に実施したプロジェクト事前評価調査の結果を踏まえて、日本側で策定した基本計画（案）を中国側へ提示の上、当該プロジェクトの協力内容、範囲、協力方法、投入規模等について中国側との協議を行い、同年11月のR/D締結に向けてプロジェクトの基本計画（案）を取りまとめ、2004年9月29日に商務部条約法律司との協議議事録の締結によりその内容について日中双方で基本的に合意した。

### 第4節 実施協議調査

#### 1. 実施時期

2004年11月18日

#### 2. 概略

事前評価終了後に経済産業省、公正取引委員会、日中企業法制研究会等の日本側関係機関と協議を行い日本側の投入について最終案を取りまとめた上で、プロジェクト基本計画、プロジェクトの実施体制、カウンターパートの配置、予算措置、プロジェクト運営実施体

制、プロジェクト暫定実施計画等について商務部と協議を行い、2004年11月18日に日中双方は協議結果を討議議事録（R/D）として署名した。

## 第3章 事前評価表

### 第1節 事前評価表

事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

作成日：平成16年11月10日

担当部署：中華人民共和国事務所

1. 案件名 中華人民共和国 経済法・企業法整備プロジェクト
2. 協力概要 (1) 協力内容 中国における市場経済化の進展に伴い、その制定が急務となっている公司法（会社法）、独占禁止法、市場流通関連法（行政法規）について、立法及び運用に係わる関係者を対象としたセミナーや研究会、日本での研修を通じて、日本法の立法から執行に至る制度の包括的な紹介を行うとともに、周辺法との関連性の理解促進及び特定課題の検討やアドバイスを行い、法律の実際の意義と機能といった立法解釈についてその理解能力の向上を図る。それにより、日本の知見を取り入れた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進されるとともに、国際ルールとの調和化が進展することを本プロジェクトの目標とする。 (2) 協力期間： 2004年11月～2007年11月 (3) 協力総額（日本側） 2.8億円 (4) 協力相手先機関 商務部、国务院法制弁公室 (5) 国内協力機関 日中企業法制研究会、公正取引委員会、経済産業省、法務省

#### (6) 受益対象者

実施機関（商務部、国務院法制弁公室）及び参与機関（全国人民代表大会（全人代）常務委員会法制工作委員会、全人代財政経済委員会、最高人民法院、国有資産監督管理委員会、国家工商行政管理総局、証券監督管理委員会、各法規顧問グループ）から参加するカウンターパート 100 名程度及びセミナーに参加する関係者 200 名程度。

なお、対象法規の制定とその執行により経済活動が円滑化することにより、中国の全ての企業と消費者の利益に資する。

### 3. 協力の必要性・位置づけ

#### (1) 現状と問題点

中国では、2001 年 12 月の WTO 加盟後、それまでの改革・開放政策の方向性を更に強化し、市場経済化の促進と経済活動のグローバル化に伴い、国際ルールとの調和化を意識した国内の制度・政策の見直しを急ピッチで進めている。しかしながら、WTO 加盟議定書に基づく市場開放スケジュール、経済成長の持続、国有企業改革の進展、社会の安定等、種々の経済・社会の状況等に配慮しなければならず、段階的に経済関係の法秩序を整えているものの、未整備の部分も少なからず残っている。特に、市場経済の主体として要のひとつである企業による活動において、資本形態毎に異なる法令が適用されており、その運用は中国に進出している日本企業のみならず、中国国内の民間企業の活動にも影響を及ぼしている。

一方、中国国内ではすでに一定の立法体制（起草指導グループ、起草作業グループ、学識経験者等からなる顧問グループ等）はすでに整備されており、その構成員も各国の法規の比較研究を行うなど一定のレベルに達している。ただし、諸外国の法規の調査・理解については、その国の経済・社会背景を踏まえた法規の解釈が十分でないこともあり、経済社会実態を踏まえた法規の制定や、関係する周辺法との整合性についても課題を残している。更に、運用や執行については関係する人員が多いこともあり、その公平で的確な運用・執行も課題となっている。主な対象法令の現状と課題は以下のとおり。

- 1) 中国の公司法は、もともと、改組された国営企業の受け皿としての有限責任会社及び株式会社設立を念頭において起草されたものであり、先進市場経済諸国における会社法とはその成立の背景や意図が全く異なっている。従って、近年、急速に増加している民間投資家の起業や活動を市場に速やかに取り込む参入のメカニズムが、既存の公司法の国有企業を対象とした資本金最低限度額の規制により新規起業による市場参入が阻まれたり、企業統治のメカニズムが、計画経済時代の行政の過度の介入が容認されたりすることによって阻害されるなど、様々な弊害が顕在化し

てきている。国有企業改革の進展と、証券市場の発展に伴って、より近代的かつ市場メカニズムに則した公司法の改正は、全人代の立法計画においても、高いプライオリティを与えられている。

- 2) 独占禁止法の起草背景には、1980年代当時から問題視されてきた計画経済の名残である行政独占・公共独占の存在がある。公共事業における価格カルテルに加え、地方保護主義に基づく行政独占の問題は根強く、政策対話に基づく適切な法規制が求められている。また、企業合併における行政指導の問題は、計画経済時代の名残である国有企業を対象としたものであるが、民間資本に基づく企業合併に対しても、法の不在に起因する同様の行政介入が容認されており、市場の効率性を歪める要因となっている。また、公共部門による行政独占の問題では、特に郵政部門の宅配事業者排除の問題では、WTOのGATS協定違反の疑いが大きい。これを規制する有効な独占禁止法の成立が国内、国外からも望まれている。独占禁止法については、WTO加盟の際に早期に制定するとしたものの、国有企業改革や価格法との関係、すでに制定されている不正競争防止法との関係等から長らく検討中であった。なお、現段階では日本の独占禁止法とは異なり国家工商行政管理総局が主管する不正競争防止法から独立させた法律とする方向性であることが確認されている。
- 3) 市場流通関連法に関しては、WTO加盟議定書における2006年12月の流通サービス分野の全面的な開放に向け、当分野を主管する商務部では、様々な流通形態からすでに生じている市場の混乱や消費者被害の実態を把握・整理し必要となる行政法規を策定する準備を整えている。同分野は、日本から進出している流通分野の企業にとっても、中国国内の流通サービスに係る法制度が未成熟であり、施行細則がないままに行政が恣意的な運用を行うことなど、透明性が低く、事業運営に支障を来すとの意見も出ており、改善が強く望まれている。

## (2) 中国政府国家政策上の位置づけ

中国は、1999年第9期全人代第2回会議にて改正した憲法に「依法治国」という4字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国を建設する」と明確に規定している。2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、民法典、独禁法、破産法、国有資産管理法、産権取引法などの起草制定及び会社法、証券法、商事登記法等の法律の改正・起草作業が進められている。同時に、2001年12月のWTO加盟議定書の約束に従って、2010年までの段階的な市場開放スケジュールに則したWTO各協定の国内法化と既存法の改正作業が継続して実施される予定になっており、今後4、5年は中国の企業法制、経済法制などの整備が全般的に展開される重要な時期である。また、2003年3月の全人代での決定による国有資産監督管理委員会の創設、2004年9月の商務部独禁法弁公室の設立など、外資導入やM&Aを通じた国営企業改革を更に推進する体制が整えられつつあり、関連の法律が早急に整備される必要が生じている。

上記を踏まえて、第10期全人代常務委員会は2003年～2006年の任期内に作業が

行われる立法計画 76 件を策定し、特にプライオリティが高いとされる第一類に民法類 8 件中の公司法の改正、経済法類 12 件中の独占禁止法の起草を位置づけている。

市場流通関連法に関しては、2006 年 12 月には WTO 加盟議定書における流通サービス分野の市場開放約束に基づき全面的な開放が実現されなければならないことから市場流通の規範化のためのルール作りが急務となっている。

### (3) 日本の援助政策、JICA 国別事業実施計画上の位置づけ

2001 年 10 月に閣議決定された対中国経済協力計画の重点分野「改革・開放支援」の「市場経済化の担い手である民間の活動を活発化させるために、経済活動を律する法制度の確立などガバナンス（良い統治）強化を支援する。」に合致する。また、同重点分野「民間活動支援」とも関係する。

なお、二国間、多国間協力においては、特にドイツ GTZ は 1986 年から中国の市場経済化支援のため、市場経済の育成にかかわる法制度整備分野に特化した事務所を設置し、特定政府機関向けの立法人材及び運用人材の能力強化を継続して実施している。対象法分野は多岐に渡っているが、代表的なものとして破産法、政府調達法、外国為替管理法、証券法、物件法などがある。米国は USAID 及び USTR が特に WTO 及び FTA 実施のため、知的財産権や関税評価など、通商と密接に関係した分野で法整備支援と人材育成を実施している。アジア開発銀行は中国が改革・開放政策を開始した直後から様々な分野で法整備支援を展開してきているが、直近では外資関連法の改正支援を実施している。

他のドナーの協力は他国の法律を比較研究している中国にとって有効であるが、特に中国側は社会体制が類似しており、急速な経済発展の過程で法整備を行ってきた日本の法整備に関心があるとともに、緻密な運用・執行体制をとる日本に学ぶべき点を見出している。

## 4. 協力の枠組み

### (1) 協力の目標（アウトカム）

#### 1) 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

中国における立法関連機関及び法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭に置いた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。

#### [指標]

- ・ 公司法を施行するための手続きが明文化される。
- ・ 独占禁止法を施行するための手続きが明文化される。
- ・ 市場流通関連法の起草のための政策が明確化される。

## 2) 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。

### [指標]

- ・会社設立及び企業登記数が増加する。
- ・反競争的行為が減少する。
- ・一般消費者の利益侵害が減少する。

## (2) 成果（アウトプット）と活動

### サブプロジェクト1：公司法の整備

#### [成果1]

以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- 1) 投資・起業促進
- 2) 会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレート・ガバナンス）
- 3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
- 4) 関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性

#### [活動1]

- 1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介
- 2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規及び施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M & A 関連法）
- 3) 公司法の立法審議に係る特定課題検討

#### [指標1]

- 1) 公司法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。
- 2) 公司法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。
- 3) 活動参加者の日本法に対する理解度。

[成果 2]

以下の点で会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

- 1) 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。
- 2) 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。

[活動 2]

- 1) 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析
- 2) 日本の商業登記関連法及び研修資料の紹介
- 3) 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言

[指標 2]

- 1) 会社登記管理条例の改正内容とその進捗
- 2) 会社登記実務の研修教材の開発進捗

[成果 3]

改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。

[活動 3]

- 1) 日中の代表的な会社法判例の紹介と分析
- 2) 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言

[指標 3]

- 1) 公司法に係る紛争解決に資する日中の代表的判例等参考資料の整備度
- 2) 活動参加者の日中の代表的判例の理解度

サブプロジェクト 2：独占禁止法の整備

[成果 1]

以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- 1) 市場の支配的地位の濫用の防止
- 2) 過度の経済力集中につながる企業結合の防止
- 3) 価格法、不正競争防止法との調和



- 4) 独占禁止法の執行体制の独立性
- 5) 内資・外資の無差別的な取り扱い

[活動 1]

- 1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介
- 2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M & A 関連法）
- 3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修
- 4) 独占禁止法立法審議に係る特定課題の検討

[指標 1]

- 1) 独占禁止法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。
- 2) 独占禁止法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。
- 3) 活動参加者の日本法に対する理解度。

[成果 2]

[成果 1]の立法趣旨及び以下の諸点を踏まえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

- 1) 独禁法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調
- 2) 独禁法適用除外範囲の極小化
- 3) 法令及びガイドラインの策定と公開

[活動 2]

- 1) 独占禁止法に関する日本法及び施行規則（ガイドライン）、代表的な審判・審決例の紹介
- 2) 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言
- 3) 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言

[指標 2]

- 1) 独占禁止法の執行にかかわるガイドラインが策定される。
- 2) 独占禁止法の施行に向けた組織構築の方針が明示される。

### サブプロジェクト3：市場流通関連法の立法研究

#### [成果]

立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

#### [活動]

市場流通に関連する日本法の包括的な紹介。

#### [指標]

市場流通に関する法整備の方針が明示される。

### (3) 投入（インプット）

#### 1) 日本側

短期専門家（研究会アドバイザー、セミナー講師）；

学識経験者、関係各省より年間 15 名程度（各 1 週間程度）

コンサルタント（会社法、独占禁止法、業務調整）36M/M

本邦研修；年間 10～15 名×3～5 課題程度

セミナー開催等の現地活動費

総額 約 2.8 億円

#### 2) 中国側

カウンターパートの配置、

専門家執務室、

運営経費

### (4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

#### 1) 前提条件

特になし

#### 2) 成果（アウトプット）達成の為の外部条件

実施機関及び参与機関より、カウンターパート職員が配置され続ける。

#### 3) プロジェクト目標達成の為の外部条件

全人代の立法計画に変更がない。

#### 4) 上位目標達成のための外部条件

中国の国策としての市場経済化方針の方向性に变化がない。

#### 5. 評価結果（実施決定理由）

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

##### (1) 妥当性

中国は国家目標として2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第10期全国人民代表大会立法計画（2003～2006年）において、今回の対象法令である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO加盟議定書の約束履行期限が迫っていることから実施の意義は高い。

中国は社会主義市場経済という独自の経済社会発展戦略を取っており、現在の経済社会状況を踏まえて中国の強いオーナーシップのもとに法規が策定されるので、立法から運用・執行に係るキーパーソンに直接、働きかける協力のアプローチが妥当である。対中経済協力計画の中で「改革・開放支援（ガバナンスの強化）」と「民間活動への支援」が重点分野として位置づけられ妥当性が高い。

##### (2) 有効性

対象法令は、中国側の立法スケジュールが決定しており、協力のカウンターパートも起草作業グループの中心人物であることから、プロジェクト活動の知識移転が法規の成立につながる事が期待できる。

##### (3) 効率性

中国側カウンターパートの能力が高く、また、プロジェクトの開始当初に本邦コンサルタントを活用し、更に各活動の課題の明確化を測ることを計画していることから、学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ることができる。

##### (4) インパクト

本計画案におけるプロジェクト目標に記載されているとおり、法案起草・改正に関わる専門家の幅広い相互交流や研修を通して、プロジェクト終了後も法律起草・適用・執行能力が向上した人材が、策定された法律文書の活用を通じ、更なる法知識及び実務能力が向上するとともに、国際ルールと調和した適切な法審査及び透明性の高い法運用が確立することが期待される。その結果として、プロジェクトの上位目標に掲げられているように、公司法分野では国内全ての企業が健全な法秩序の元に事業を創設、発展させる機会が提供され、独占禁止法分野及び市場流通関連法分野では公正かつ自由な競争が促進されるとともに、一般消費者の利益の保護が実現し、国民経済の民主的な発展に寄与することになる。

本プロジェクトの実施により、活動に携わる日中の経済法・企業法関係者の交流が促進、発展することが期待される。

(5) 自立発展性

本プロジェクトは、法律の整備について、広く周辺法との関係も含めた人材の能力強化を主眼とした投入を行うことから、プロジェクト終了後、知見・経験が実施機関に蓄積され、自立的に発展していくことが見込まれる。

今回対象とされる三つの法分野では、中国の市場経済化の進展度合いを勘案しつつ、段階的な立法化が予見されるため、サブプロジェクトの実施の際に検出された課題、問題点等について、現在の立法計画において改正草案や起草法案に全てが反映されないこともあり得るが、次期以後の立法計画において更なる改正が実施される際に生かされる可能性が高い。

6. 貧困・ジェンダー・環境などへの配慮

貧困への配慮という意味では、企業法制度整備によって、国有資本及び外資企業などの経済的強者における過度の資本の集中、及び国内中小事業者の競争環境の改善が企図されている。

今次案件では、まず、公司法の改正に基づいて、中小規模の国内経済主体の市場参入条件が緩和され、また、独占禁止法の起草及び不正競争防止法の改正によって、市場の強者による不当な競争慣行が制限されることになる。

中小企業の事業環境の改善は、新規雇用の創出や、富の過度な集中を抑止する効果が立証されており、貧困削減への貢献が大きい。

また、市場流通関連法の立法研究によって、事業者に消費者保護の意識を喚起すると同時に、消費者の市場監視機能を強化・促進し、環境も含めた市場メカニズムの健全性を担保する効果が期待される。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

類似案件の有無：有（ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル）

中国法・日本法間の文言の誤解に充分留意する必要がある。対象法分野ごとに日本と同じ漢字を使用しつつも、定義が異なる言葉を特定し、相互理解の土台を構築することは至上命題であり、法整備支援の要は用語の厳密な定義にある。そこで、研究会やセミナーの前に、コンサルタントによる十分な打合せや支援委員会等の専門家の助言を受ける体制を構築することとする。また、日本法の分類と中国法の分類の相違に対する明確な理解の構築についても同様の体制をとることとする。

法整備においては、立法のみならず運用・執行体制が重要であり、中国については立法体制が比較的整備されているので、運用・執行体制についても協力に含めることとす

る。

#### 8. 今後の評価計画

- 中間評価：プロジェクト開始後およそ1年（改正公司法の成立時点）
- 終了時評価：プロジェクト終了時
- 事後評価： 協力終了3年後を目途に実施予定

## 第4章 プロジェクト・ドキュメント

### 第1節 序説

中華人民共和国（以下、中国）では、改革・開放政策のもと市場経済化が進展する中で、2001年12月のWTO加盟後、会社法、証券法、破産法等の改正並びに独占禁止法、市場流通関連法等の企業法制の制定が緊急の課題となっている。

中国は、2010年を目処に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、国際経済と整合性のある中国国内の制度・政策の見直しを実施するとともに、特に、会社法、証券法、物権法等を含む民商事法8件、独占禁止法、不正競争防止法、国有資産法等を含む経済法類12件、その他各種法令の起草、制定作業を急ピッチで進めている。今後、2、3年は中国の企業法制、経済法制等の法整備が全般的に展開される重要な時期である。

中国は、第10期全国人民代表大会常務委員会立法計画(2003～2006年)に予定されている法律(公司法、破産法、証券法、独占禁止法、不正競争防止法等)の立法・改正作業を進める中で、欧米を中心とする先進国の法律を幅広く調査、研究しており、様々なドナーから支援を受けてきている。しかし、中国と我が国の法文化（法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等）が類似しており、その中で我が国が蓄積してきた知見が現在の中国にとって参考となると考えられているため、日本の支援に対する期待が強い。このような背景のもと、日本の経験と知見を参考にして企業関連法の立法、改正作業を進めていく必要があるとして、中国は我が国政府に対して協力を要請した。

同分野に関しては、2001年度に外務省が策定した対中経済協力計画の中で「改革・開放支援（ガバナンスの強化）」と「民間活動への支援」が重点分野として位置づけられ、日中双方に利する協力の必要性が強調されている。

その方針に基づいて、2003年8月にはプロジェクト形成調査を実施し、2004年3月にJICA中国事務所基礎情報収集を実施するとともに、商務部と国务院法制弁公室との協議及び2004年7月に現地コンサルタントの活用による詳細なニーズ調査及び関連する情報収集・整理・分析を行った。

その結果を踏まえて、2004年8～9月にJICAは商務部、国务院法制弁公室及び関連諸

機関に対して事前調査を行った結果、多数の機関から視察、研修員受入、専門家派遣、シンポジウム開催の要望があった他、一部の機関では期間や内容について詳細な希望が寄せられる等、立法作業に対する協力や行政官等に対する人材育成の必要性や中国政府の要請ニーズも高いことが確認された。事前調査では、2003年8月に実施されたプロジェクト形成調査及び2004年3月に実施された調査の結果に基づいて、関係機関からのヒアリング及びPCMワークショップ等によりプロジェクト実施のための詳細なニーズを把握し、関連する情報の収集・整理・分析を行い、実施の妥当性を確認し、当該プロジェクトの協力内容、範囲、協力方法、投入規模のプロジェクト基本計画案を策定するための協議を実施した。

このプロジェクト・ドキュメントは、本件がどのような背景のもとで実施され、どのような意義と妥当性を有するのか、その詳細を関係者に包括的に提供するとともに、プロジェクト開始後の運営管理に資することを目的に作成されるものである。

## 第2節 プロジェクト実施の背景

### 2-1 社会・経済情勢

#### 2-1-1 概説

中国では、2001年12月のWTO加盟後、それまでの改革・開放政策の方向性を更に強化し、市場経済化を推進している。特に、WTO加盟議定書に基づく市場開放スケジュールを実現するため、独占禁止法の制定や会社法、証券法及び投資関連法の改正など、国際経済との整合性を意識した国内の制度・政策の見直しを急ピッチで進めている。

一方、法制度整備において、必要な法規の整備に比べて法の起草人材の不足や法曹人材の育成の遅れにより、法の起草・改正作業、制定法の運用・執行において、法の本来の目的である公平性や透明性に依然として多くの問題を残している。特に、市場経済の要である企業主体の活動において、資本形態に基づく複雑に異なる法令が適用されており、その運用は中国に進出している日本企業のみならず、中国国内の民間企業の活動に支障を来している。

また、急速に進展する市場経済化の中で、大きな懸念材料として貧富の格差の拡大が課題となっており、今後は市場を律する法秩序を構築する中で、適切な競争環境の創出や分配のメカニズムの確立による貧困の削減、消費者の保護や事業者による権利の濫用を防止するメカニズムの構築が急務となっている。

## 2-1-2 社会・経済分野における開発上の主要課題

中国が2001年3月に採択した2005年までの『国民経済と社会発展の第10次5カ年計画綱要』によれば、社会・経済分野の開発上の主要課題の一つとして、「市場経済システムの形成と持続的な成長」を掲げている。その主旨として、①成長の持続並びに市場経済システムの形成及びその円滑な運用の確保、特に市場競争の主体としての国有企業の更なる改革、②市場における経済秩序の維持及び市場システムの一層の整備のための経済関係法令の整備とその施行、違法行為の取締り等を含む施策の実施、③マクロ経済の適切な舵取りを確保する手段として財政、金融、投資、税制等の諸分野における制度改革、④経済のグローバル化の進展やWTOへの加盟に対応した対外貿易、投資体制の改革の必要性が列挙されている。

以上から読み取れるように、2005年までの5年間は、中国の市場経済体制の中核を形作る法制度整備及び制度改革・構築が重点施策として位置づけられている。

## 2-1-3 経済法・企業法整備に係る協力の意義

上記、2-1-2の「市場経済システムの形成と持続的な成長」の主旨として述べられている通り、経済関係法令の整備とその施行は、国家レベルの重要課題として位置づけられている。従って、日本からの経済法・企業法整備支援は、中国の喫緊のニーズに応えるものであり、協力の意義が十分である。

## 2-2 法制度整備概況

### 2-2-1 公司法

中国の公司法は、もともと、改組された国営企業の受け皿として起草されたものであり、先進市場経済諸国における会社法とはその成立の背景や意図が全く異なっている。従って、近年、急速に増加している民間投資家の起業や活動を市場に速やかに取り込む参入のメカニズムが、既存公司法の国有企業を対象とした資本金規制によって阻まれたり、企業統治のメカニズムが、計画経済時代の行政の過度の介入が容認されることによって阻害されるなど、様々な弊害が顕在化してきている。国有企業改革の進展と、証券市場の発展に伴って、より近代的かつ市場メカニズムに則した公司法の改正は、全人代の立法計画においても、高いプライオリティを与えられている。

公司法の改正草案を主管しているのは、国务院の法制弁公室であり、これに対して商務部、証券監督管理委員会、工商行政管理総局、銀行業監督管理委員会、国有資産監督管理



委員会が参与機関として参加しており、草案の審議担当は全人代の法制工策委員会とされている。草案の起草チームは全員が法律のバックグラウンドを持っており、国務院工交商事法制司から 20 名が日常的な起草作業や研究を担当、その他の参与機関からは平均して 2 名程度の職員が派遣されて作業を行っている。この他にもアドバイザーとして専門家チームが起草作業のサポートを行っている。専門家チームのメンバーは、主に北京大学、清華大学、人民大学、政法大学、社会科学院法学研究院、最高人民法院裁判官などの有識者によって占められている。

### 2-2-2 独占禁止法

独占禁止法に関しては、当初、すでに成立している不正競争防止法を拡充し、包括的不正競争防止法に含めるという考えと、独立した法を起草する方法の二つが議論されていた。しかし、2003 年の行政改革によって、それまで主に起草を担当していた経済貿易委員会が機構改革の対象となり、起草の主管は商務部に移されたと言ったが、2004 年に独占禁止法を不正競争防止法から独立させた法律とする国務院の方針決定があったが、依然として同法の運用についての主管部局は確定していない。本来、独占禁止法の運用は、高い独立性を堅持した国家機関が担うことが重要と考えられるが、中国政府としての方針はまだ示されていない。一方、独占禁止法の制定には国有企業改革と WTO 加盟の際に約束された市場開放スケジュール、社会主義市場経済の重要な柱とされる価格法とのかかわり等、様々な政治的・経済的な要素が絡み合っているため、同法の成立に向けて、立法の技術的な問題のみならず、同法が市場にもたらす影響にも留意した幅広い議論を尽くす余地が残されている。

独占禁止法の立法作業を主管しているのは、商務部の条約法規司であり、これに対して国務院法制弁公室、工商行政管理総局が参与機関として参加している。草案の起草チームは全員が法律のバックグラウンドを持っており、商務部の条約法規司から 8～10 名が日常的な起草作業や研究を担当、その他の参与機関である工商行政管理総局の法規司と公平交易局からは 5 名程度の職員が派遣されて作業を行っている。この他にもアドバイザーとして専門家チームが起草作業のサポートを行っている。専門家チームのメンバーは、主に北京大学、清華大学、人民大学、政法大学、社会科学院法学研究院、中南大学などからの有識者によって占められている。

### 2-2-3 市場流通関連法

市場流通関連法に関しては、全人代の立法計画には盛り込まれていないが、WTO 加盟議定書における流通サービス分野の 2 回目の市場開放約束が 2004 年 12 月に迫っており、また、2006 年 12 月には全面的な開放が実現されなければならない。このため、当分野を主

管する商務部では、市場開放のスケジュールに則した流通市場の秩序構築に迫られており、様々な流通形態からすでに生じている市場の混乱や消費者被害の実態を把握・整理するとともに、諸外国、特に日本における流通市場を規律する特定商取引法に係る知見や経験を得たいとしている。同分野は、日本から進出している流通分野の企業にとっても、中国国内の流通サービスに係る法制度が未成熟であり、施行細則がないままに行政が恣意的な運用を行うことなど、透明性が低く、事業運営に支障を来すとの意見も出ており、改善が強く望まれている。

市場流通関連法の起草、運用を主管しているのは商務部であり、特に WTO 加盟議定書における約束に基づいて、国内法化を主導している。

## 2 - 3 中国政府の戦略

### 2 - 3 - 1 中国における立法政策

中国は、1999 年第 9 期全人代第 2 回会議にて改正した憲法に「依法治国」という 4 字を挿入し、「中華人民共和国は法による国家管理を実行し、社会主義法治国を建設する」と明確に規定している。2010 年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を国家目標として掲げており、現在、民法典、独禁法、破産法、国有資産管理法、産権取引法などの起草制定及び会社法、証券法、商事登記法等の法律の改正・起草作業が進められている。同時に、2000 年 12 月の WTO 加盟議定書の約束に従って、2010 年までの段階的な市場開放スケジュールに則した WTO 各協定の国内法化と既存法の改正作業が継続して実施される予定になっており、今後 4、5 年は中国の企業法制、経済法制などの整備が全般的に展開される重要な時期である。また、2003 年 3 月の全人代での決定による国有資産監督管理委員会の創設、2004 年 9 月の国務院の決定による商務部独禁法弁公室の設立など、外資導入や M&A を通じた国営企業改革を更に推進する体制が整えられつつあり、関連の法律が早急に整備される必要が生じている。

中国における立法政策は、全国人民代表大会常務委員会の任期に合わせて策定される。本プロジェクトにおいて対象となる法律は、中国第 10 期全国人民代表大会の 2003 年～2006 年の第一類立法計画に組み込まれている。また、今期全国人民代表大会における立法計画中の「第二類：起草を検討しており、内容が固まれば審議にかけることになっている法律草案（17 件）。」とは、これら 17 件の法律計画が現在「起草準備の過程にある」ことを指すものである。

第 10 期全国人民代表大会常務委員会立法計画中で、経済法（企業関連法）に関する法律は合わせて 28 件あり、全立法計画の 30%以上を占めている。

上記を踏まえて、第 10 期全人代常務委員会は 2003 年～2006 年の任期内に作業が行われ

る立法計画 76 件を策定し、特にプライオリティの高いとされる第一類に民商法類 8 件の中の公司法の改正、経済法類 12 件の中の独占禁止法の起草を位置づけている。これ以外にも、市場流通関連法に関しては、今次案件のカウンターパートである商務部にとって、WTO 加盟約束との整合性確保及び今後の立法計画への組込みを踏まえて、立法研究が急務とされている。

中国は、関連する法律(公司法、企業登記法、証券法、独占禁止法、市場流通関連法等)の立法、改正作業を進める中で、先進国の各種法制度を研究しているが、中国と法文化(法体系、社会的雰囲気、慣行、言語等)が類似している日本の経験と知見を参考に経済法・企業関連法の立法、改正作業を進めていく必要があるとして、わが国政府に対して協力を要請している。

#### (1) 第 10 期全国人民代表大会立法計画対象分野

第 10 期全国人民代表大会立法計画(計 76 件)において、今期中に審議される法律草案として、第一類に分類されているものは、以下の 59 件である。

表 2-3-1 第 10 期全国人民代表大会立法計画対象分野

法分類	対象法令
憲法及び関連法類 (10 件)	1. 憲法修正案；2. 緊急事態法；3. 軍事法院組織法； 4. 軍事検察院組織法；5. 選挙法(改正)；6. 地方組織法(改正)； 7. 人民法院組織法(改正)；8. 人民検察院組織法(改正)； 9. 都市居民委員会組織法(改正)； 10. 全国人民代表大会常務委員会議事規則(改正)
民法商法類 (10 件)	1. 民法-物権法；2. 民法-権利侵害責任法； 3. 民法-涉外民事関係の法律適用法；4. 商事登記法； 5. 企業破産法；6. 証券投資基金法；7. 会社法(改正)； 8. 合資会社法(改正)；9. 商業銀行法(改正)；10. 証券法(改正)
行政法類 (16 件)	1. 行政許可法；2. 行政費用徴収法；3. 行政強制法；4. 国防動員法 5. 公務員法；6. 住民身分証法；7. 旅券法；8. 公証法； 9. 違法行為矯正法；10. 初級衛生保健法； 11. 治安管理处罰条例(改正)；12. 義務教育法(改正)； 13. 科学技術進歩法(改正)；14. 伝染病防止法(改正)； 15. 固体廃棄物環境汚染防止法(改正)；16. 建築法(改正)
経済法類 (14 件)	1. 国有資産法；2. 外国為替法；3. 独占禁止法； 4. ダンピング防止及び補助金規制法；5. 保障措置法； 6. 企業所得税法(各類の企業に統一適用される)； 7. 銀行業監督管理法；8. 中国人民銀行法(改正)；

	9. 予算法（改正）10. 個人所得税法（改正）；11. 会計監査法（改正） 12. 土地管理法（改正）；13. 対外貿易法（改正）； 14. 不正競争防止法（改正）
社会法類 (6件)	1. 社会保険法（又は養老、医療、失業、労災保険をそれぞれに 立法する）；2. 社会救済法；3. 労働契約法；4. 農民権益保護法； 5. 婦人権益保護法（改正）；6. 未成年者保護法（改正）

## 2-3-2 民事法及び経済法の立法重点分野

中国第10期全国人民代表大会常務委員会の4年間の任期内（2003～2006年）における全ての立法計画計76件における企業関連法、経済法に関するものは以下の表の通りである。

表 2-3-2 民事・経済法立法重点分野

法分類	対象法令
民法商法類 8件	(1)「物権法」；(2)「商事登記法」；(3)「企業破産法」； (4)「証券投資基金法」；(5)「会社法」； (6)「パートナーシップ企業法」；(7)「商業銀行法」；(8)「証券法」
経済法類 12件	(1)「国有資産法」；(2)「外国為替法」；(3)「独占禁止法」； (4)「ダンピング防止及び補助金規制法」；(5)「企業所得税法」； (6)「銀行業監督管理法」；(7)「中国人民銀行法」；(8)「予算法」； (9)「個人所得税法」；(10)「会計監査法」；(11)「対外貿易法」； (12)「不正競争防止法」
研究起草類 8件	(1)「先物取引法」；(2)「不動産登記法」；(3)「融資賃貸法」； (4)「税収基本法」；(5)「財政移転支払い法」； (6)「国民経済動員法」；(7)「西部開発促進法」； (8)「マネー・ロンダリング禁止法」

## 2-4 過去・現在行われている我が国、他のドナー国及び国際援助団体の対象分野関連事業

### 2-4-1 我が国の援助による関連事業

#### (1) ODAによる協力

対中国支援において、日本は国別特設研修の枠組みの中で、中国の行政官及び司法官を受け入れ、公司法及び独占禁止法の分野で人材育成を実施している。

## (2) 民間による協力事業

法整備分野における民間のイニシアティブは、主に大学の学識者を中心とする学術交流と、日弁連等による相互交流事業が中心であった。

### 2-4-2 他のドナー国、国際援助団体による関連事業

#### (1) ドナー別支援状況

二国間、多国間協力においては、特にドイツ GTZ は 1986 年から中国の市場経済化支援のため、市場経済の育成にかかわる法制度整備分野に特化した事務所を設置し、特定政府機関向けの立法人材及び運用人材の能力強化を継続して実施している。対象法分野は多岐に渡っているが、代表的なものとして破産法、政府調達法、外国為替管理法、証券法、物件法などがある。この他にも、カナダの CIDA は、人道的な分野において法整備支援を実施しており、代表的なものとして健康保険法、労働法などがある。米国 Ford 財団は人権を重視し、主に刑事被告人の保護を対象とした裁判官の育成に従事する他、法整備分野における各国・各機関との援助調整会議の事務局となっている。米国は USAID 及び USTR が特に WTO 及び FTA 実施のため、知的財産権や関税評価など、通商と密接に関係した分野で法整備支援と人材育成を実施している。アジア開発銀行は、中国が改革・開放政策を開始した直後から様々な分野（法制情報システム強化、司法制度強化、会社法、破産法、信託法、銀行法、社会保障法、証券法、WTO 加盟関連通商法各種他、人材育成）で法整備支援（國務院法制弁公室、労働部、法制工作委員会、証券管理監督委員会、商務部等）を展開してきているが、直近では外資関連法の改正支援を実施している。世界銀行は CAS の経済構造調整融資の枠組みの中で、税制改革、政府調達、財政法、WTO 加盟関連構造調整（法律コンポーネント）、国有企業改革などに係る全 54 分野の法整備支援を実施している。金額及び件数ベースでは OECD、世界銀行、アジア開発銀行、UNDP 等のマルチ・ドナーの活躍が目立つものの、ドイツ経済協力省 (BMZ) 及びドイツ技術協力公社 (GTZ)、アメリカ国際開発庁 (USAID)、カナダ国際開発庁 (CIDA) 等のバイ・ドナーや、アジア財団、フォード財団等の財団系ドナーも参加している。

支援の内容は視察、研修員受入、専門家派遣、シンポジウムの開催、書籍類の提供がほとんどであり、この点では我が国の提供しうる協力メニューと大差はないと言えよう。

中国における法整備支援を行っているドナーは相当数に上っている。図表 2-4-2-1 はアジア開発銀行 (ADB) が毎年発行している分野別アジア地域内プロジェクト・リストの 2001 年度版を基に作成したものである。

全体として国連開発計画 (UNDP) や ADB、世界銀行等のマルチ・ドナーの活動が目立つ。バイ・ドナーとしてはドイツやカナダ、オーストラリアが積極的に支援しているようであ

る。また、フォード財団やアジア財団等の米系財団・基金が活躍している点も特徴として挙げられる。

支援対象は幅広いが、立法活動上のキーとなる国務院法制弁公室及び法制工作委員会、WTO 対応の文脈から経貿部が比較的重視されているようである。なお、法制工作委員会と国務院法制弁公室のどちらをより支援すべきかについて、清華大学・王保樹教授は「国務院法制弁公室を支援することも意味はあると思うが、やはり法制工作委員会を支援するのが最も有効であろう。」と述べている。

支援方法は専門家派遣、研修員受入、法曹関係者の人事交流、シンポジウム開催であり、日本の提供しうるメニューと大きな差はない。清華大学法学院の王保樹教授は「最も効果的な手法は視察である。専門家を中国に派遣するのも効果がある。シンポジウムは資料等、入念な準備をしなければ効果が薄い。」と指摘している。

表 2-4-2-(1) ドナーの支援状況① (2001 年度)

支援機関	中国側機関		テーマ	支援総額
アジア開銀	国家発展計画委員会 (State Planning Commission)	②	道路セクターの法人化、リーシング及び証券化	100 万米ドル (1 億 2000 万円)
アジア開銀	国務院法制弁公室 (Bureau of Legislative Affairs State Council)	全般	法制情報システム強化	63 万米ドル (7560 万円)
◆アジア開銀	労働部 (Ministry of Labour)	②	企業年金制度改革	240 万米ドル (2 億 8800 万円)
アジア開銀 (日本特別基金)	法制工作委員会 (Legislative Affairs Commission)	②	経済法 (会社法、破産法、信託法、社会保障法) 及び運営体制整備	140 万米ドル (1 億 6800 万円)
アジア開銀 (日本特別基金)	証券監督管理委員会 (China Securities Regulatory Commission)	②	資本市場の法的枠組みに係るキャパシティ・ビルディング	100 万米ドル (1 億 2000 万円)
アジア開銀	対外貿易経済合作部 (Ministry of Foreign Trade and Economic Cooperation)	②	WTO 加盟関連及び外国貿易法改革	80 万米ドル (9600 万円)
アジア財団	司法省、大学その他 NPO	③	法的支援及び法律教育全般	71 万米ドル (8520 万円)
オーストラリア外務貿易省、豪中協会	上海市	②	上海経済区における行政及び経済法規アセスメント	N/A

◆カナダ開発庁	最高人民法院法官学院 (National Judges College of the People's Supreme Court)	③	中加上級法官教育プロジェクト	420 万加ドル (3 億 3600 万円)
◆カナダ開発庁	中国弁護士会	③	カナダ弁護士会・中国弁護士会協力プログラム	19 万 5458 加ドル (1 億 5636 万 6640 円)
フォード財団	関連諸機関	③	司法改革イニシアティブ (三つのフェーズからなる)	合計 500 万米ドル (6 億円)
ドイツ経済協力省・GTZ	対外経済貿易合作部条約法律司	②	研修・アドバイザー業務 (商法分野)	125 万ユーロ (1 億 6000 万円)
ドイツ経済協力省・GTZ	全人代財政経済委員会 (Financial and Economic Committee of the National People's Congress)	②	研修・アドバイザー業務 (外貨管理、投資基金、証券、破産、中小企業、会社法、信託法、政府調達、その他国家財政関連分野)	450 万ユーロ (5 億 7600 万円)
◆UNDP	民政部 (Ministry of Civil Affairs)	全 般	地方公務員教育センター	157 万 4582 米ドル (1 億 8894 万 9840 円)
世銀	法制工作委員会、国务院法制办公室	① ②	経済法改革プロジェクト (破産法、契約法、税法、独占禁止法等 54 分野)	690 万 SDR (11 億 2470 万円)

注 1) ①包括的競争法、②M&A 及び国有企業改革関連法、③司法人材育成分野に限る。

注 2) 支援総額はプロジェクト全体の支援総額であり、2001 年度単年度の支援額ではない。

注 3) 1 米ドル=120 円、1 加ドル=80 円、1 ユーロ=128 円、1 SDR=163 円 (2003 年 3 月 26 日時点) にて換算。

注 4) データは 2001 年度。◆印のみ 2001 年 12 月で完了。無印は 2002 年度完了もしくは同年度以降継続。

出所) ADB, "Law and Policy Reform Bulletin 2001 Edition," p8-p17, 2002 をもとに UFJ 総合研究所作成。

(2) 分野別・被援助機関別動向

表 2-4-2-(2) ドナーの支援状況②（調査対象機関の過去実績）

訪問機関	支援機関	支援内容
国家工商行政管理総局	OECD、APEC、韓国、ロシア、豪、NZ、仏	① 専門家の受入、視察
国家経済貿易委員会	OECD	① シンポジウム開催、専門家交流 ②
	世銀	① 通訳・翻訳、資料購入等の資金提供 ②
国務院法制弁公室	アジア財団	④ 地方スタッフの研修（①USTRの専門家を中国に招聘し、②WTO研修を米国の法制事務局や大学で受け、③香港でシンポジウムを開催、の三段構成）
	ドイツ司法省	全 般 法律教育
最高人民法院	UNDP	③ 日本または韓国での視察
	エール大学	③ WTO関連の研修 ④
対外貿易経済合作部	EU、米、加	④ WTO関連
中国社会科学院	オランダ	② 専門家派遣、中国での研修
国務院発展研究中心	世銀	② 国有企業のコーポレート・ガバナンス、 国有株の管理の研究

注 1) ①包括的競争法、②M&A 及び国有企業改革関連法、③司法人材育成分野、④WTO 関連。

注 2) 王保樹教授によればこの他にアジア開銀、国際共和研究所（International Republican

Institute: IRI）<sup>1</sup>、GTZが支援しているとのことである。図表 5-1 を参照。

出所) 調査及びインタビュー結果をもとに UFJ 総合研究所作成。

<sup>1</sup> レーガン米国大統領が、途上国の民主化支援を目的として 1983 年に設立したシンクタンクである。財源は、個人や企業等からの献金と、USAIDからの贈与、「1983 年民主主義のための国家基金法（National Endowment for Democracy Act）」に基づく「民主主義国民財団（NED）」からの補助金である。レーガン大統領（共和党）が設立し、「共和」の名を掲げてはいるものの、財源に鑑みると共和党との関係は薄いものと思われる。



#### ア. 包括的競争法分野<sup>2</sup>

国家工商行政管理総局（工商局）は非常に多くのドナーから支援を受けてきた。具体的には、OECD、APEC、韓国、ロシア、オーストラリア、ニュージーランド、フランスが支援している。特に、我が国を除くと豪と仏との協力関係が深く、専門家の受入や相手国の視察等を実施している。

国家経済貿易委員会（経貿委）はOECDや世銀からの支援を受けたことがあるほか、我が国の公正取引委員会及び日本貿易振興会からも協力を得たことがある。また、経貿委は清華大学・慶応大学が窓口となって進めていたJETROの3Eプロジェクトに参加している<sup>3</sup>。

#### イ. M&A 及び国有企業改革関連法分野

経貿委はOECDと世銀から支援を受けている。OECDはシンポジウム開催、専門家交流を行っている。世銀は通訳・翻訳、資料購入等の諸経費に相当する資金を提供している。中国社会科学院は、オランダからの支援を受けている。これはオランダが中国企業に対して経営管理に関する研修を行うものであり、社会科学院はこの取りまとめを行っていた。研修期間は2週間程度で、対象は財務会計担当者、法律顧問、経営陣及び中間管理職等、講師はオランダの大学教授であった。この研修について社会科学院は、「多数のオランダ企業が中国の法曹関係者とのネットワークを構築することができた。」として、援助国側のメリットを指摘している。

国務院発展研究中心は、世銀の支援により国有企業のコーポレート・ガバナンス、国有株の管理の研究を行っていた。

対外貿易経済合作部（経貿部）と国務院法制弁公室については、インタビューでは言及されていなかったが、図表5-1に示したとおり経貿部はドイツから、法制弁公室は世銀から経済法分野の支援を受けている。

#### ウ. 司法人材育成分野

最高人民法院は昨年UNDPと協力協定を締結した。この協定に基づき、本年5月下旬、人民法院の組織法改正を進めている司法改革グループを日本または韓国に派遣する予定である（UNDPが費用を負担）。また、カナダと法官教育プロジェクトを立ち上げている。更に、後述するように、先進国の研究機関への法官派遣も行われている。

<sup>2</sup> 専門家の交流は中国・ドナー間だけでなく、中国とその周辺の途上国との間でもドナーの支援を受けながら行われている。例えば、ベトナムではUNDPの支援で、中越専門家の交流が行われている。

<sup>3</sup> 2002年12月に開催されたセミナー「中国のWTO加盟と今後の日中経済」では、総合司の李寿生副司長が「中国のWTO加盟と中国経済」と題するプレゼンテーションを行い、引き続き日中研究者のパネル・ディスカッションにも参加している。なお、王保樹教授も本セミナーでプレゼンテーションを行っている。詳細は「3E研究院プロジェクト」公式ウェブサイト参照（<http://www.3e.keio.ac.jp/j/index.html>）。

## エ. その他

WTOへの加盟に伴い、WTO関連分野での支援が多くなっている。経貿部はEU、アメリカ、カナダ、ADBとWTO関連での協力プロジェクトを行っている。国務院法制弁公室は、アジア財団（Asia Foundation）<sup>4</sup>の支援を受けて地方のスタッフ 40 名にWTOに関する研修を行っている。法制弁公室によれば、この研修は、①専門家（米国通商代表部：USTR）の招聘、②米国の法制事務局や大学におけるWTO研修、③香港でのシンポジウム開催の三段構成となっている。最高人民法院も、一部の法官を米国エール大学に派遣し、WTO関連の研修を受けさせている。

インタビューにより得られたその他の情報としては、①中国・ベトナム間において競争法分野の専門家交流が行われていること、②法制弁公室はドイツ司法省と 99 年に協力協定を結び、これまでに法律教育をテーマとする案件を実施していることが挙げられる。

---

<sup>4</sup> 米国サンフランシスコに拠点を置く財団で、1954年の設立以来、アジア地域における主としてNGOによる技術協力や共同研究を支援している。同財団ホームページ（<http://www.asiafoundation.org/>）によれば、財団の財源は米国議会の海外支援予算が 6 割、寄付金が 4 割だが、米国議会からは独立した機関である。なお、2002年には 20 カ国に対して 5,000 万ドルの無償資金を供与している。

### 第3節 問題と現状

#### 3 - 1 法制度構築にかかわる課題の枠組み分析

中国は、12億5千万人を超える人口、漢民族の他55の少数民族、経済面や教育面における著しい地域間格差、その他様々な課題を抱えながら、民主集中制を堅持しつつ、「依法治国」の理念を掲げて、社会主義市場経済体制の構築を試みている。このような中国の特殊な事情から、社会主義市場経済体制の法治という試みは、先進市場経済国における市場経済を律する法律の生成過程と比較しても、非常に複雑かつ解りにくいものとなっている。

欧米の市場経済における会社法や経済法は、英米法系、大陸法系にかかわらず、市場を構成する主体である企業家や起業家による秩序構築のイニシアティブに呼応して発展してきたものであり、国家主権の介入を法の留保の原則のもと、厳しく制限するという理念が貫かれてきた。

しかし、中国における中央立法体制は、中国全国人民代表大会常務委員会が立法権を行使し、刑事、民事、国家機関及びその他の基本法を制定、改正するとともに、国務院法制弁公室も中国の経済政策を推進するに当たって、立法と既存法の改正において重要な責任を担っている。国務院法制弁公室は、経済活動に係る新法の制定と既存法の改正に当たって、政府部門の総調整機関となっている。

このように、中国における経済活動の法治は、全体としては国家主導型の立法政策によって枠組みが定められているが、近年外国法の研究を盛んに実施するとともに、起草段階、立法審議段階で関係者や学者グループからの意見聴取を行っている。

#### 3 - 2 現状と課題の分析

##### 3 - 2 - 1 「公司法」の改正

###### (1) 公司法改正の背景と草案の現状

1994年に施行された会社法は、当時の状況を踏まえ国営企業から改組された国有企業の受け皿として起草されている。当然のことながら、社会主義計画経済の名残を残しており、行政の介入項目も残っている。本来、資本主義諸国における会社法は、自由主義の考え方のもと、政府の介入を極小化しながら市場秩序を担保する目的で発展してきたが、中国における会社法の成立の意図及び発展の経緯がこれと異なっていることに留意する必要がある。

しかし、会社法施行後、すでに10年が経過した中で、当時の経済環境と現在の中国の市場経済環境は全く違った様相を呈している。1988年の憲法改正によって、『国家は私営経済が法律の規定によって存在し、発展するのを認める。・・・(11条)』と規定し、社会主義所有制経済における私営企業の地位が明確に定義され、その役割が肯定された。その後、1999年の憲法改正によって、「依法治国(第5条)」として、政府は徐々に市場や企業に対する直接的な介入から法による普遍的な市場秩序へと移行しようとしている。

このように、中国における企業主体の市場環境が国有企業中心の公有制経済から、国家による管理を受けつつも、市場中心の社会主義市場経済へと変貌してきている中、1994年公司法が経済の実情と乖離し始めており、政府も早急かつ抜本的な改正を不可欠として、第10期全国人民代表大会常務委員会第2回会議の第4回全体会議において、公司法の改正を2004年の立法計画に組み込んだ。

公司法の改正第一次草案は2004年4月末に意見募集稿として一般からの意見聴聞に付され、同年8月10日の期限をもって第二次草案の策定に入っている。起草作業を主管している国务院法制弁公室によれば、2004年12月には第2次草案が全人代常務委員会の審議にかけられる予定とのことであり、重要法案が3回までの審議に付されることから、公司法改正作業の審議は2005年以後も継続されると考えられる。

表 3-2-1-(1)

2004年度公司法改正作業	
2004年2月	国务院法制弁公室が「会社法」改正作業をスタート
2004年5月	初稿完成
2004年7月5日	草案の起草作業終了 意見徴収稿を関連部門に下達、聴聞手続き開始
2004年8月10日	意見徴収稿の聴聞手続き終了
2004年8月23日	第10期全国人民代表大会常務委員会第11回会議に提出 審議の結果、一部のみ採択・施行

## (2) 公司法改正草案の概要

国务院法制弁公室の公司法改正草案起草者によれば、現行公司法の改正は以下の12の点に重点が置かれるということである。

- ア. 会社設立制度の改正により、会社の資本調達方法の多様化を図り、経済発展と雇用拡大を促進する。
- イ. コーポレート・ガバナンスのメカニズムを整備し、会社の効率的な運営を確立する。
- ウ. 行政による介入を限定し、会社と株主の自治を拡大する。
- エ. 株主の権利の保護を確立し、積極的な投資を促進する。
- オ. 会社の資本調達の規範化によって資本市場の発展を促進する。
- カ. 会社の計算制度（財務会計制度）の改革、健全化。

- キ. 会社の合併、分割、再編制度の整備及び株式流通の円滑化。
- ク. 会社の再生制度の確立。
- ケ. 会社の清算制度の整備と厳格な破産管理制度の確立。
- コ. 国有一人会社制度の整備と国有企業の改革の促進。
- サ. 労働者の合法的権益の保護強化
- シ. 会社の社会的責任の追及と利害関係者の権益の保護。

### (3) 課題

上記改正草案の概要において、重点的に改正される諸点が国务院法制弁公室の担当者によって明示されているが、起草作業においてはまだ解決されていない問題が数多く残っている。

例えば、一般の私営企業とはその設立の背景も存続の経緯も異なる国有企業において、支配株主である国家の権利を以下に法律に位置づけるかという問題に関しては、明確な解決策が示されておらず、改正草案の中にはまだ、行政介入色の強い条文が残されているが、このような条文が一般私営企業に適用されないと言い難く、将来的に企業の自治権を阻害する要因にもなりえる。

この中でも、市場経済における会社の円滑な機能を考えた場合、以下の5点の解決が特に重要と考えられる。

#### ア. 会社の機関(公司法第2章第2節及び第3章第3、4節)

現行公司法によるコーポレート・ガバナンスのメカニズムは、董事会の職権及び董事会会議制度の詳細規定が存在しないため、董事長個人の専断による会社財産の流出が起こるなど、本来の意図が体现できていない。また、計画経済時代の名残によって、国有企業の法定代表者が行政によって任命され、投資者の自治の原則を体现する株主総会という機関の機能が形骸化している。また、会社の董事、総經理の任務遂行において、忠実義務、善管注意義務等、信義誠実の原則を追求するなど、具体的な規定が不足している他、会社監事会の職責も明確にすることが望まれる。

#### イ. 周辺法との整合性

現在の中国には、「公司法」の他に「パートナーシップ企業法」、「個人独資企業法」、「中外合作経営企業法」、「中外合資経営企業法」及び「外資企業法」等、様々な企業形態が異なる法律によって規律されている。近年の外国投資の著しい増加と、中国国内企業との合弁設立、証券市場の発展に伴って、これら異なる法律の下に設立された企業同士の関係性が密接になるとともに、複雑化の様相を呈し始めている。また、公司法の特別法と位置づけられる会社登記法はまだ暫定規定しかなく、証券法等、様々な法律との整合性の確保が大きな問題とされており、今後は更なる資本流通の円滑化と市場経済の発展を目指して、公司法を中心とした法体系の整備・簡素化が強く望まれている。

#### ウ. 会社の設立条件(公司法第23、24、78、80条)

中国公司法においては、資本充実と資本確定の原則が堅持されているが、これは元々、旧国営企業を改革する際の資本金規模による分類をそのまま適用したものであり、法定最低資本金額が非常に高く設定されており、民間資本による会社設立の条件としては困難なものになっている。このため、民間資本の起業に対する市場への参入メカニズムが阻害されており、更なる市場経済の発展、雇用の創出において障害となっている。しかし、市場参入の条件緩和とともに想定される会社の形をとった詐欺行為等を防止するためにも、「法人格否認」の制度を確立するなど、予防措置も講じる必要がある。

また、会社の設立手続きにおいて、準則主義が適用される対象は有限責任会社のみであり、株式会社の設立には現在でも審査認可主義が適用されている。このため、中国における株式会社の設立は非常に困難なものであり、行政の過剰な介入等を招く要因ともなっている。公司法の改正によって、株式会社の設立条件が緩和されるとともに、行政における制度上の障壁も撤廃していく努力が期待される。

#### エ. 会社の上場融資の規制緩和(公司法第 153 条)

現行の公司法において、株式会社の上場に関する規定、新株発行及び債券発行条件など、資本調達に関する規定はまだ不十分なものであり、証券法との整合性に問題を抱えている。今後、上場を目指す企業の資本調達を容易にするためにも、各種規定を公司法に追加し、拡充していく必要がある。

#### オ. 中小株主の権利保護の強化

現行の公司法は旧国営企業を対象とした特徴を多く残しているため、株式会社における少数ならびに一般株主の権利保護という意識は希薄であり、本来の株式会社の原則である株主平等の原則が機能していない。大株主の行為が中小株主の合法的権益を阻害することを防止するための制度構築は、今後の株式市場の更なる活性化とリスク低減にとっては不可欠なものである。また、董事の権利濫用を防止する有効な手段の確立や、効果的な司法の介入メカニズムの構築も必要とされている。

以上に加えて、まだ解決すべき様々な問題点はあるが、今後、特に留意すべき点は、改正公司法が成立した後の適用対象である全国の企業主体に対する啓蒙活動と公司法遵守に関する周知徹底であろう。また、公司法を実際に運用する行政官及び司法官の人材育成と意識改革、法の解釈能力の向上への努力が、今後の中国社会主義市場経済の効率的な機能を担保するに当たって、不可欠である。

### 3-2-2 独占禁止法の立法

#### (1) 立法の背景と草案の現状

中国において独占禁止法に係る包括的競争法の起草が始まったのは 1996 年頃である。最

も古いものとしては、1980年に国務院が發布した「社会主義競争の展開及び保護に関する暫行規定」がある。この規定は、1978年の中国共産党第11期3中総会において「経済改革・開放路線への転換」が決定されたことを受けて制定されたもので、この中には独占の禁止、特に行政に関する独占の禁止に関する規定がある。即ち、1980年当時には計画経済の名残から行政独占・公共独占が存在し、問題視されていたものとみられる。

本来、先進資本主義諸国における独占禁止法は、行き過ぎた自由主義による強者による弱者の市場からの排除を規制し、市場経済の効率性を担保する適正な競争環境を回復するために国家権力が積極的な介入を果たすという考え方のもとに発展してきた法律である。

中国の場合、元々計画経済的な国家独占が是とされてきた経済体制からの移行期にあるため、計画経済時代の残滓である国有資本や行政独占の権益の調整が難航し、ほぼ15年に及ぶ起草作業が紆余曲折し、難産の様相を呈しているのは無理もない。

市場における支配的な地位に対して制約を設けるということは、「独占禁止法」の重要な内容であるが、中国における規模の経済はようやく成熟の途についたばかりであり、個々の企業の競争力もまだ低い。また、国家の政策方針が国有大企業や大グループの発展に主眼を置くなど、規模の経済の発展を奨励しており、独占禁止法の理念や原則は経済政策の方向性とは必ずしも一致していない。一部の成功している企業を除いて未だに多くの国内企業が長期にわたる計画経済体制の影響から抜けきれず、市場競争においては一部行政の保護を受けており、その競争力は相対的に弱い。

表 3-2-2-(1)

独占禁止法立法作業	
1994年5月	旧経済貿易委員会及び工商行政管理総局による起草グループの発足
1995～1998年 第8期全人代	立法計画に盛り込まれるも、政府部内調整不調により草案完成せず
1999～2002年 第9期全人代	立法計画に盛り込まれるも、政府部内調整不調により草案完成せず
2003年 第9期全人代	立法計画に盛り込まれるも、政府機構改革により草案起草作業中断
2003～2006年 第10期全人代	機構改革後、起草作業の主管は商務部に決定。起草作業再開。2004年度第1次草案完成。審議、公布スケジュール未定。

独占禁止法の必要性に関しては、国内の企業主体においても長く問題意識が浸透せず、単なる外圧への反応と将来の予防的措置としての立法と認識されていたことも否定できない。

しかし、独占禁止法制定への期待は WTO 加盟を機に後戻りができなくなっている。中国政府は、加盟要件として WTO ルールと整合性のある法制度の構築を求められる一方、国際会議において欧米と対等に議論するための法的基盤を必要としている。また、近年、中国企業、外資企業ともに自由な競争環境の中で競争力を強化することを求めると同時に、支配的地位にある企業や行政機関による独占行為から保護されることを求めるようになってきている。独占禁止法に対する期待は特に外資を含めた民間部門において強く、第 9 期全人代において「速やかに独禁法を制定すべき」との主張がなされていた。

独占禁止法の制定作業は、2003 年の政府機構改革によって一旦中断されたが、国務院によって、新設された商務部に立法作業の主管が移され、改めて起草作業が再開された。

## (2) 独占禁止法立法草案の概要

中国政府は 1987 年 8 月に包括的競争法の草案立案委員会を設置、翌 88 年には反不正競争法とともに草案が提示されていた。その後、価格管理条例や「企業合併に関する暫行規定」、その他多数の通知や意見書によって独占に係る規制がかけられるようになり、1993 年には市場競争秩序に関する最初の法律として、「反不正競争法（不正競争防止法）」が制定された。同法は 5 章 33 条からなり、公共企業及び支配的地位にある企業による取引制限（第 6 条）、行政独占・地方保護主義（第 7 条）、抱き合わせ販売、ダンピング（第 11 条、12 条）、業者間及び受発注者間談合の禁止（第 15 条）等について規定している。

2001 年 5 月 8 日には「市場経済秩序の整頓及び規範化に関する国務院の決定」が制定され、これによって一般的な包括的競争法に規定されている内容の多くが規定されることとなった<sup>5</sup>。

最新の法案は非公開となっているが、2004 年の『中華人民共和国プロジェクト形成調査（ガバナンス強化支援）報告書』に整理されている表を以下に引用しておく。

表 3-2-2-(2) 現行法案における規定内容

【全般】	中国独禁法の基本的な枠組み、即ちカルテル、市場支配的地位の濫用、抱き合わせ、不当廉売、企業合併、行政独占、手続き及び責任等の規定は諸外国の規定とほぼ同じである。
【「市場における支配的地位」の定義】	市場における支配的地位の定義について、中国では 50%としている。
【域外独占への適用】	地域外独占の禁止も現行法案には盛り込まれている。国外でカルテルがあり、それが国内に影響していると思われる場合、適用対象となる。
【科料】	現行法案では、カルテルの科料の方が支配的地位の濫用に対する科料よりも安い。中国の場合、カルテルは 500 万元、支配的地位の濫用は 1000 万元で

<sup>5</sup> 更に、2003 年 3 月 10 日「外国投資者による国内企業の買収にかかる暫定規定」には、2002 年 4 月 1 日の産業指導目録に対応した独占禁止分野の規定がある。



	ある。
【現行法案では削除されている内容】	以前の法案では、民法で規定されるべき「契約法」の概念が独禁法に含まれていた。契約法の「信用を重んじる」という考え方を持ち込むと、カルテルを支持する結果となってしまう。即ち、契約法は独禁法の中に取り入れてはならないものである。公共企業（電力、電信等）の独占について、以前の法案では自然独占として5ヶ年適用除外も含まれていた。
【その他】	2003年9月、メキシコで貿易と競争に関する国際会議が開催される。主要議題は世界統一的な競争法を制定しようというもので、賛成派（EU、スイス、韓国その他先進国）と反対派（米国、発展途上国）の間での議論がなされる予定である。中国は国内未整備な部分が多く利益にならないので反対の立場をとる。

（出所）『中華人民共和国プロジェクト形成調査(ガバナンス強化支援)報告書』、2004年より一部抜粋

「独占禁止法」の草案は計8章57条に分かれており、中国の国情に基づいて独占禁止の概念を「行政的独占」と定めている。「独占禁止法」の審査稿ではすでに専門の章を設けて「行政的独占」に対する制約を限定している。

「独占禁止法」草案では、規制方針は緩やかであり、市場における支配的地位そのものを制約するものではなく、そのような地位を濫用して競争を制限した場合にのみ、「独占禁止法」で制約を与えるとしている。

また、カルテルの禁止、企業集中の規制、独占禁止法の主管機関とその法律責任等の内容が盛り込まれている。第2条では、「中華人民共和国の国外で従事し、本法規定に違反して国内における市場の競争に制限及び影響をもたらす行為に対しては、本法を適用する。」と定めている。

### (3) 課題

独占禁止法に関連して、様々な法規・通達がばらばらに公布されており、依然として中国市場における法的枠組みは不十分とされている。主たる問題点として、以下の点が考えられる。

#### ア. 法体系の未整備

「法の欠缺 (Legal Loophole)」がある。例えば、2000年にブラウン管の価格の値下がりを抑えるためメーカーが数量カルテルを結成したが、数量カルテルに関する準拠法がないためにこれを規制できなかった。また、中国のファーウェイ（華為技術有限公司）<sup>6</sup>に対して米国シスコ・システムズが市場独占的な地位を利用するという事件

<sup>6</sup> 中国最大の通信機メーカー。

があったが、中国には支配的地位の濫用制限に関する根拠法がないため、これを告発できなかった。更に、多国籍企業と中国企業との合併が増えているが、企業結合・合併を規制する法律すら存在していないため、市場を歪曲する合併が生じたとしてもこれを禁止することは不可能である。

#### イ. 行政独占による競争制限

行政独占に関する制限は、実質的に機能し難い規定となっている。反不正競争法第30条は、行政による独占はその上位機関が是正し、取り締まる旨、規定している<sup>7</sup>。しかし、上下機関同士が親密な関係にあり、上下機関の利害が一致しているような状況では、この規定は機能しないことが予想される。実際、上位機関が問題行為を見逃すケースや問題の矮小化を図るケースも多い。

例えば、郵政分野では宅急便事業者が増えてきているが<sup>8</sup>、郵政部門はこれを排除しようとする傾向があり、WTOの経過的審査メカニズム（TRM）においても、EU初め、各国から問題提起がなされている。また、公共事業における価格カルテルに加え、地方保護主義に基づく行政独占が根強く残っている。地方保護主義は中国に特徴的なものであり、「国際障壁よりも省際障壁の方が高い。」と評されることもある。

#### ウ. 企業合併における行政指導の問題

企業間の合併は本来的には企業が自主的に行うべきものである。しかし、計画経済の伝統から現在もなお企業合併を政府が指導している事例が少なくない。また、国有企業の改革の際に適用された「業績の悪い企業を業績の良い企業が吸収合併する」という形で残っているため、本来、淘汰されるべき非効率な企業が存続し、効率的な企業がその負担を負うという事態が容認されている。

#### エ. 独占禁止に関する執行機関の不在

横断的・統一的に監督し、関連法規を執行する機関が存在しない。日本の公正取引委員会でもこの問題を最も大きな障害と見ている。独占禁止法に係る政府機関及び利害関係者は多岐に渡っており、その利害調整が立法作業及び運用体制構築に大きく影響している。現状ではテーマ毎に管轄機関が分かれており、価格は国家発展改革委員会、行政独占は当該事業分野の上位機関、それ以外の不当競争は工商局となっている。そのため、「価格カルテル」が発生した場合、「価格」の側面は国家発展計画委員会が扱うが、「カルテル行為」の側面は工商局が扱うという事態となってしまう。このような場合、各機関の利害が影響して矛盾した指導を行う可能性があり、特に行政独

<sup>7</sup> 第30条には次のようにある。「政府及びその部門が本法律の第7条の定め違反し、他人にその指定する事業者の取扱商品の購入を強制し、他の事業者の正当な事業活動を制限し、又は商品の地域間の正常な流通を制限するときは、上級機関がその是正を命じる。情状が重大なときは、同級又は上級機関が直接の責任者に対して行政処分を行う。(以下省略)」。なお、本訳文は森綜合法律事務所（射手矢好雄弁護士及び張和伏外国法事務所弁護士）編「中国経済六法 2003年版」（日本国際貿易促進協会、2002年11月）、p1314-1315によった。

<sup>8</sup> 市場開放に伴い、外資も参入するようになった。最近の事例では2003年1月8日に佐川急便、住友商事が上海の大衆交通集団とともに合併による宅配便事業を開始している。

占の場合には監督体制が機能しなくなる恐れがある。加えて、頻繁な人事異動や多忙な日常業務によって、行政官の専門性能力の向上の機会も少なく、法の運用・執行に問題が生じている。

独占禁止法の起草の主管は商務部とされたものの、執行する機関に関しては、まだ政府の方向性は示されていない。我が国が独占禁止分野において支援を行う際には、今後、執行機関に関する動向を注視しつつ、関係機関の権限をも確認しながら的確な支援体制を構築する必要がある。そのためには、今後とも商務部を中心として、関係し得る政府機関や、中央政府の意思決定に対して影響力のある全人代担当者及び起草参与を勤める研究者と密接な連絡をとり、情報収集に努める必要がある。

### 3-2-3 市場流通関連法の立法研究

#### (1) 立法研究ニーズの背景と現状

市場流通関連法に関する立法研究のニーズは2001年12月のWTO加盟に起因するものであり、中国は加盟議定書の約束に基づいて、急速に市場流通に関する法整備を迫られることになった。

加盟議定書の約束によれば、市場流通関連法の中でも、卸売業については2003年12月以前に外資によるマジョリティ所有が可能となり、2004年12月以前に外資出資比率規制が撤廃、100%外資企業の設立も可能となる。地理的制限や数量制限は2003年12月以前に撤廃される。経営範囲については、書籍、新聞、雑誌、薬品類、害虫駆除剤、根覆いフィルムの流通については2004年12月以前、化学肥料、製油、原油については2006年12月以前、それ以外の商品（ただし、塩とタバコを除く）については2002年12月以前に取り扱いが認められるようになる。

表 3-2-3(1) (流通分野の地理的制限・出資制限緩和スケジュール)

	卸売業		小売業			
	地理的制限	出資制限	地理的制限	出資比率 (右記チェーン ストアを除く)	出資比率 (自動車販売チ ェーン)	出資比率 (一部産品を扱 うチェーン)
2001年 12月			13都市	50%以下	50%未満	50%以下
2002年 12月以前		J/V 設立可 (50%以下)				
2003年 12月以前	制限撤廃	51%以上出 資可	全ての省都、 重慶、寧波を 追加	51%以上出 資可		

2004年 12月以前		制限撤廃	制限撤廃	制限撤廃		
2006年 12月以前					制限撤廃	

小売業については、原則2003年12月以前に外資によるマジョリティ所有が可能となり、2004年12月以前に外資出資比率規制が撤廃されるが、30店舗以上のチェーンストアについては例外となっている。自動車販売についても加盟時以後5年間は外資マジョリティ所有が認められないが、期限到来時に持分比率制限が撤廃されることが約束された。地理的制限については、これまで認められていた沿海部の11の都市に、加盟時に鄭州と武漢が加えられ、更に2003年12月以前に全ての省都、重慶、寧波が開放される。そして2004年12月以前に地理的制限は撤廃される。経営範囲については、2002年12月以前に認められる書籍・新聞・雑誌、2004年12月以前に認められる薬品類・害虫駆除剤・根覆い用フィルム・製油、2006年12月以前に認められる化学肥料を除き、加盟時に全ての産品（ただし、タバコを除く）の小売りが認められるようになる。

フランチャイズについての約束は地理的制限のみであり、加盟後3年以内に制限を撤廃することになっている他、配送、倉庫、保守修理等のアフターサービス等、流通関連の付随サービスについても約束の対象となっている。

## (2) 市場流通関連法の概要

従来、投資ガイドライン、対外貿易経済合作部が1996年に公布・施行した「中外合弁対外貿易会社設立試点暫定規則」及び国家経済貿易委員会と対外貿易経済合作部が1999年6月に公布・施行した「外商投資商業企業試点弁法」により、対外貿易、卸売において、独资、外資マジョリティの合弁は禁止されており、地域も限定されていた。「外商投資商業企業試点弁法」によれば、流通企業への外資出資比率上限について、3店舗以下の小売企業またはコンビニエンスストア等チェーン展開企業は75%、コンビニエンスストア等を除くチェーン展開企業は49%、卸売企業の場合は49%とされている。

## (3) 課題

本来、加盟時の約束によれば卸売業・一部チェーンを除く小売業は2003年12月までに外資マジョリティが認められなければならないが、外商投資商業企業試点弁法の出資比率上限も改正が必要となっているが、現在までのところ同弁法の改正はなされていない。

2004年に外商投資商業企業試点弁法に代わる「外商投資商業領域管理弁法」の制定作業が行われたが、まだ施行細則が策定されておらず、その運用の透明性の向上が求められている。

乗用車販売に関し、乗用車の小売販売を行うには「乗用車経営権」を取得する必要がある

るとされるが、「乗用車経営権」の資格要件や申請手続きを定めた規定が存在せず、行政裁量により制度が運用されているのが実態である。資格要件・申請手続等の透明化が望まれる。また、販売店における国産車と輸入車の併売を禁止する政策の導入が検討されている模様だが、これには国内メーカー保護の意図があるものと思われる。国産車に比べ輸入車の販売に不利な競争条件を課すものであり、問題とされている。

中国では、1990年代後半よりマルチ商法が広がり、関与者は1000万人を超える規模にまで拡大し、同時に被害も急増していった。こうした状況の中、1997年1月に「傳銷管理弁法」が公布・施行され、無店舗での消費者に対する直接販売が規範化され、更に1998年4月には国務院により「傳銷經營活動禁止に関する通知」(国発[1998]10号)が出され、全ての無店舗販売が禁止された。これはすでに中国国内で大きく展開しているメアリー・ケイ、アムウェイ、エイボン、タッパーウェア、サラ・リーなど外資系無店舗販売企業にも影響を及ぼし、これら企業は店舗販売等への移行が義務付けられることとなった。具体的には1998年6月に對外貿易經濟合作部、国家工商行政管理局、国家国内貿易局の連名で「外商投資傳銷企業の販売方式轉換についての関連問題の通知」([1998]外經貿資發第455号)、2002年4月に對外貿易經濟合作部、国家工商行政管理局、国家經濟貿易委員會の連名の「『外商投資傳銷企業の販売方式轉換についての関連問題の通知』執行中の関連問題に関する規定」が施行されている。

本件はWTO加盟交渉においても取り扱われることとなり、WTO加盟時の「サービス約束表」によれば、加盟後3年後(2004年12月)までに、拠点から離れた卸売り・小売サービスについて制限を撤廃することが約束された。また中国のWTO加盟に関する作業部会報告書のパラグラフ310は、「中国代表は、拠点から離れた販売について中国はWTO加盟国と協議し、中国の約束とGATSルールに則した規制を制定すると述べた」と明記している。

現在関連法令の制定が行われているが、中国政府は消費者の保護を目的とした無店舗販売に対する取り締まり強化の姿勢を示すなど、政策の一貫性が弱く、市場流通に関する秩序構築にあたって、法制度のみならず政策的な考え方も含め、日本の経験と知見を取り入れる余地が大きいと考えられる。

## 第4節 プロジェクト戦略

### 4-1 支援の実施方針

中華人民共和国(以下「中国」)における市場經濟の法治の改善を目的に、会社法、独占禁止法、市場流通關係法などの整備を支援し、改正・起草作業に関わる行政官、関係者の能力強化を行う。

中国第10期全人代常務委員会立法計画(2003~2006年)に基づいて、「公司法」の改正

及び「独占禁止法」の起草支援を行う。加えて、市場流通関連法に関しては、2000年のWTO加盟議定書において約束された流通分野の市場開放スケジュールに則した国内流通関連法について研究起草作業の支援を行う。

支援に際して、法分野ごとに①「公司法」サブプロジェクト、②「独占禁止法」サブプロジェクト、③「市場流通関連法」サブプロジェクトに分けて実施する。各サブプロジェクトに関しては、立法及び運用に係わる行政担当官を対象としたセミナーや研究会、シンポジウムを通して、日本法の立法から執行に至る制度の包括的な紹介を行うとともに、周辺法との関連性の理解促進及び特定課題の検討やアドバイスを通して、実際の法の意義と機能について、対象者の理解を深めることとする。特に、公司法及び独占禁止法に関しては、健全な市場経済の育成において、その実質的な機能が不可欠とされているため、周辺法及び特別法との関係性に配慮しつつ、施行細則である商業登記関連法やガイドラインの策定も視野に、透明性が高く、公正かつ実効性の高い運用が可能な制度作りの支援を行うこととする。また、市場流通関連法に関しては、WTO加盟国として、国内法と国際ルールとの調和化の進展を目的として、日本の知見と経験に基づいた支援を行う。

受益者に関しては、商務部、国務院、全国人民代表大会法制工作委员会、最高人民法院、工商行政管理総局等における法案及び改正草案の起草担当者、審議担当者、顧問グループメンバー及び法の施行、執行担当者などが直接的な対象とされる。また、公司法の改正及び独占禁止法の成立後、適用対象となる全ての国有企業(上場1,160社、2001年)、個人企業(約2,851万社、1997年)、私営企業(約96万社、1997年)、外資企業(約42万社、2003年)においては、透明性のある制度運用と公正な競争環境が提供される。加えて、市場流通関連法の整備は、中国の消費者の利益に資する。

#### 4-1-1 研修実施分野

##### (1) 公司法

中国の改正公司法に関しては、すでに第1次草案に関する意見聴聞手続きを終了しており、現在、第2次草案の策定作業を実施している。現段階で解決が必要とされている分野は多岐にわたっているが、その中でも、特に市場の参入及び退出に関する諸規則、コーポレート・ガバナンスのメカニズム、企業再編に関する諸規定、上場会社の監督に関する規定、法人格否認の法理、少数株主の権利の保護、関係会社取引に関する規定などが議論の対象となっている。

これらの論点に関しては、日本における90年代以来の会社法が直面してきた問題と重複する部分も多いため、中国側が提供する会社法草案の内容を日本側が分析し、ニーズに合った研修プログラムを策定・実施することとする。また、日本における会社法の全容と商法における位置づけの理解を深めるとともに、90年代以来の日本会社法改正の背景、改正の内容及び市場へのインパクトを含め、理論、運用の双方からの知見を研修を通して、中

国側に移転する。

また、法案成立後の運用も視野に入れて、実際に組織構築・改正が必要とされる会社登記制度及び登記実務に関しては、法の規定と実務の流れのギャップを埋めるための行政官向けマニュアルの作成に関しても支援を行う。

改正公司法の執行に関しては、司法人材を対象とした日本の判例の紹介や中国の判例との比較研究を行うと同時に、両国の代表的な判例集の編纂も行う。

これらの活動の成果は、中国国内の関係者を対象としたセミナー等を通して、国内に啓蒙を行うこととする。

## (2) 独占禁止法

独占禁止法研修に関しては、すでに JICA 国別特設研修の枠組みの中で、1998 年～2004 年にかけて毎年、公正取引委員会の協力の下に 1 ヶ月の研修を実施しており、日本の独占禁止法に関する知見は工商行政管理総局を中心に認知されている。

本プロジェクトにおける研修に関しては、日本国内におけるリソースの限界を勘案しつつ、継続的かつ効率的な支援アプローチとなる。

新たに起草グループに参加したカウンターパートを中心に、今までの研修内容を拡充していくとともに、2 年目以後は立法担当者の人材育成支援のみならず、独占禁止法成立以後の執行体制構築に向けた支援に加えて、実務上、不可欠とされる執行ガイドラインの策定及び日本における代表的な審判、審決例の紹介を行うなど、研修教材や研修内容を充実させていく。

## (3) 市場流通関連法

市場流通関連法の立法研究に関しては、中国側としても WTO 加盟議定書の GATS 協定に関する約束履行を優先させているが、一方で市場流通の分野で混乱が生じている。立法研究に当たっては、経済産業省の担当者によって、日本における市場流通に関する秩序構築に関する政策背景、立法政策、WTO における交渉過程を含め、蓄積された知見を基礎とした研修プログラムを行う。また、中国における流通市場の実情を精査するとともに、市場の成熟度に応じた規制のあり方についての提言を行う他、適切な流通市場の開放の方向性についても、国際ルールに則った法政策のあり方について、積極的に知見を提供していくこととする。

### 4-1-2 研究会

実施機関（商務部、国务院法制弁公室）及び参与機関（全国人民代表大会（全人代）常務委員会法制工作委员会、全人代財政經濟委員会、最高人民法院、国有資産監督管理委員会、国家工商行政管理総局、証券監督管理委員会、各法規顧問グループ）からなるカウンターパートを対象に各種研究会を実施する。

## 4 - 2 プロジェクトの実施体制

### 4 - 2 - 1 プロジェクト実施機関の概要

本プロジェクトのカウンターパート機関となる商務部は、第10期全国人民代表大会（全人代）第1回会議に提出された国務院の機構改革案に基づいて成立した。

この改革案によって、①国家経済貿易委員会（経貿委）が分割・解消された上で、②関係機関と統合し、商務部、国有資産監督管理委員会（国資委）、国家発展・改革委員会が設立された。

商務部は、国内取引・市場秩序を担当していたグループが国家発展計画委員会の一部及び対外貿易経済合作部（経貿部）と合体して成立した。商務部は、経貿部の条約法規司、WTO 司等を中心に国内外の取引に対するマクロ・コントロールに関する部分が強化され、許認可や企業の経営活動に直接関係する部分は工商行政管理総局の管轄下とされた。また、独禁法・競争政策を担当していたグループは二つに分かれ、競争政策は工商行政管理総局の所管とされ、独禁法の起草は商務部の主管とされた。

本プロジェクトのプロジェクトディレクターを務める商務部国際経貿関係司は、主に商務部の対外交渉を担当する部局であり、WTO 関連の国際的支援の受け入れ窓口でもある。また、プロジェクトマネージャーを担当する商務部条約法律司は、商務部主管分野の条約及び法律の起草作業を担当しており、本プロジェクトにおいて対象となる独占禁止法及び市場流通関連法に関する分野において中心的な責任を負っている他、国務院の公司法起草にも深くかかわっている。

### 4 - 2 - 2 プロジェクト実施機関

#### (1) プロジェクト実施機関の妥当性

上述したように、商務部は国務院の構成機関として、国務院の指導の下に関係行政機関、司法機関、研究機関等との調整を図りながら関係する様々な法律分野の起草作業に従事している。また、立法作業を通して、審議機関である全人代法制工作委员会及び財政経済委員会、参与機関である中国社会科学院、北京大学、人民大学、清華大学、政法大学その他主要大学からの学識者の招聘、共同研究の実施などに関して緊密な関係を有している。

機構改革後の現在の商務部の体制において、関連各部門の業務遂行も定着してきており、改正公司法及び独禁法に関する国別特設の本邦研修にも人材を派遣している他、国内においては関連する法律に関する研究及びセミナーも開催している。法律条約法律司の担当处长は独占禁止法の本邦研修に参加、その他職員も国務院の起草チームと共に会社法の本邦研修に参加しており、商務部内における日本法体系の理解も浸透してきている。これを基



礎に本プロジェクトの各種活動によって新たな知見が加えられ、公司法の改正、独占禁止法の起草作業及び市場流通関連法の立法研究へと生かされることを勘案すると、経済法・企業法整備支援を実施することに関しては、十分な妥当性があるといえる。

## (2) 過去の実績

案件名	実施機関、専門家派遣機関、研修参加機関	実施地、本邦協力機関	概要	期間	区分
工商管理	国家工商行政管理総局	公正取引委員会 (本邦)	独占禁止法を中心に日本の競争法政策、消費者保護関連の法律や中小企業政策を理解し、中国での活用に結びつける。	技協プロジェクト(国別研修) 期間:1998年度～2002年度 (各年度10名程度)	終了

### 4-2-3 実施体制（各機関の連携体制とカウンターパートの配置）（別添を参照）

#### (1) プロジェクトの総括及び全体調整

プロジェクトの円滑な遂行のため、日中の関係者からなる合同委員会を創設する。合同委員会の機能及び構成員は以下のとおり。

##### ア. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回、または必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

- 1) 討議議事録に沿って策定される当該プロジェクトの年次活動計画を承認する。
- 2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動の全体の進捗に関する検討を行う。
- 3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

##### イ. 構成

- 1) 議長 商務部国際経貿関係司 主管司長
- 2) 副議長 商務部条約法律司 主管司長
- 3) 中国側構成員
  - ・ 国家科学技術部国際合作司代表
  - ・ 商務部国際経貿関係司代表
  - ・ 商務部条約法律司代表

- ・ 国务院法制弁公室工業交通商事法制司代表
- ・ (必要に応じ) 参与機関代表

4) 日本側構成員

- ・ JICA 中国事務所代表
- ・ 必要に応じ、JICA により派遣された専門家、調査団

注記：在中国日本大使館はオブザーバーとして出席できる。

(2) プロジェクト管理機関

ア． 商務部国際経貿関係司主管司長は、プロジェクトディレクターとして、当該プロジェクトの管理及び実施に係る全体の責任を負う。

イ． 商務部条約法律司主管司長は、プロジェクトマネージャーとして、当該プロジェクトの運営及び管理について責任を負う。

(3) プロジェクト実施機関

商務部条約法律司 主管司長

(4) カウンターパート

下記の分野におけるカウンターパート (別添参照)

- ア． 公司法
- イ． 独占禁止法
- ウ． 市場流通関連法

4-2-4 予算措置

プロジェクト運営予算は、商務部より配賦される。

中国側措置、要追加

## 第5節 プロジェクトの基本計画

第4章で説明されたプロジェクト戦略の内容を受けて、別添1に示すようなプロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) を作成し、プロジェクトの構成を明らかにした。

PDM に基づき、3年間のプロジェクト活動計画 (PO) を別添2-1とし、これらの活動計

画に基づき活動を実施する。なお、2005年以降の活動計画については、日中双方協議の上、国内支援委員会より承認を得て実施するものである。

## 5 - 1 上位目標

「中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。また、日中の経済法・企業法関係者の交流及び相互理解が促進される。」

- 会社設立及び企業登記数が増加する。
- 反競争的行為の減少。
- 一般消費者の利益侵害が減少する。

## 5 - 2 プロジェクト目標

「中国における立法関連機関及び法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進され、国際ルールとの調和化が進展する。」

- 公司法を施行するための手続きが明文化される。
- 独占禁止法を施行するための手続きが明文化される。
- 市場流通関連法の起草のための政策が明確化される。
- 研修、研究会、セミナー等の開催数と評価表による評価。

## 5 - 3 成果

5 - 2のプロジェクト目標を達成するために、サブプロジェクトごとに成果を設定する。

### サブプロジェクト1：公司法の改正

[成果1]以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- ① 投資・起業促進
- ② 会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレート・ガバナンス）

- ③ 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
- ④ 関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性

[成果 2] [成果 1] の立法趣旨に則った会社登記制度及び運用の枠組みが確立される。

- ① 効率的かつ透明性のある会社登記制度が確立される。
- ② 改正公司法に相応しい会社登記実務の研修教材が整備される。

[成果 3] [成果 1] の立法趣旨に則った会社法執行体制が整備される。

- ① 会社法に係る紛争を解決する効率的な体制が整備される。
- ② 会社法の違反行為に対処する効果的な体制が整備される。

#### サブプロジェクト 2：独占禁止法の立法

[成果 1] 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- ① 市場の支配的地位の濫用の防止
- ② 過度の経済力集中につながる企業結合の防止
- ③ 価格法、不正競争防止法との調和
- ④ 独占禁止法の執行体制の独立性
- ⑤ 内資・外資の無差別的な取り扱い

[成果 2] [成果 1] の立法趣旨及び以下の諸点を踏まえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

- ① 独禁法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調
- ② 独禁法適用除外範囲の極小化
- ③ 法令及びガイドラインの策定と公開

#### サブプロジェクト 3：市場流通関連法の立法研究

[成果]

立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

### 5 - 4 活動

上述したサブプロジェクトごとの成果を達成させるためには、それぞれ以下の「活動」を行う。

## サブプロジェクト1：公司法の改正

### [成果1に対する活動]

- ① 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介
- ② 公司法及び周辺法に関する日中の法規及び施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M&A 関連法）
- ③ 公司法の立法審議にかかる特定課題検討

### [成果2に対する活動]

- ① 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析
- ② 日本の商業登記関連法及び研修資料の紹介
- ③ 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言

### [成果3に対する活動]

- ① 日中の代表的な会社法判例の紹介と分析
- ② 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言

## サブプロジェクト2：独占禁止法の立法

### [成果1に対する活動]

- ① 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介
- ② 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M&A 関連法）
- ③ 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修
- ④ 独占禁止法立法審議に係る特定課題の検討

### [成果2に対する活動]

- ① 独占禁止法に関する日本法及び施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介
- ② 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言
- ③ 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言

## サブプロジェクト3：市場流通関連法の立法研究

[成果に対する活動]

市場流通に関連する日本法の包括的な紹介

### 5 - 5 投入

#### 5 - 5 - 1 日本側の投入

##### (1) 短期専門家の派遣

専門家の分野は次のとおり。

学識経験者、関係各省より年間 15 名程度（各 1 週間程度）

##### (2) コンサルタント

(会社法、独占禁止法、市場流通関連法、業務調整) 36M/M

##### (3) 本邦研修

年間 10～15 名程度×3～5 課題程度

##### (4) セミナー開催等の現地活動費

総額 約 2.8 億円

#### 5 - 5 - 2 中国側の投入

##### (1) カウンターパート (C/P) の配置

下記の分野におけるカウンターパート。

ア. 公司法

イ. 独占禁止法

ウ. 市場流通関連法

##### (2) 施設

中国は、プロジェクト遂行に必要とされるプロジェクト事務室、会議室、専門家執務室、研究会及びセミナー実施のための会場を提供する。

### (3) プロジェクト事業の運営経費

中国は、中国側参加者の研修実施経費、カウンターパートの現地研修及びセミナー参加費を負担する。加えて、中国国内における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び市内交通費を負担する。

## 5 - 6 外部条件とリスクの分析

外部条件(プロジェクト活動によっては直接制御できない条件)について以下に示す。「活動」から「成果」に達する段階で発生する外部条件と「プロジェクト目標」から「上位目標」に達する段階で発生する外部条件が考えられる。

### (1) 成果(アウトプット)達成の為の外部条件

実施機関である商務部、国務院、全国人民代表大会法制工作委员会、最高人民法院、工商行政管理総局において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が十分に配置され続ける。

### (2) プロジェクト目標達成の為の外部条件

実施機関である商務部、国務院、全国人民代表大会法制工作委员会、最高人民法院、工商行政管理総局において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が十分に配置され続ける。

### (3) 上位目標達成のための外部条件

中国の国策としての市場経済化方針の方向性に変化がない。

全人代常務委員会の立法計画に変更がない。

## 5 - 7 前提条件

想定される前提条件は特にない。

## 第6節 プロジェクトの実施妥当性

### 6 - 1 妥当性

中国は国家目標として 2010 年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第 10 期全国人民代表大会常務委員会立法計画(2003～2006 年)において、今回の対象分野である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連法分野については、WTO 加盟議定書の約束履行期限が迫っている。

中国では、市場経済化の進展とともに、法人化された国営企業のみならず、純粋に民間資本による起業が顕著に増加しているが、現行公司法は依然として旧国営企業を対象とした行政介入の特徴を色濃く残しており、経済活動の実態と合わなくなっている。また、証券市場の発展とともに、株式化した上場国有企業のコーポレート・ガバナンスの枠組みも、現在の公司法の下では株主の正当な権利の実現を担保するにいたらず、あらゆる側面から公司法の改正が望まれている。同様に、国有企業に与えられる優遇措置や、強大な外資企業の進出によって、中国における市場の競争条件は著しく歪められており、中小零細企業の公正な事業環境を保護する各種経済法や、消費者保護の法的枠組みの整備が喫緊の課題とされている。従って、本支援プロジェクトの実施は、これら中国市場が抱える実態に則した法的課題に応じていくという意味で、極めて妥当性が高い。

2001 年度に外務省が策定した対中経済協力計画の中で「改革・開放支援(ガバナンスの強化)」と「民間活動への支援」が重点分野として位置づけられ、日中双方の利する協力の必要性が強調されているとともに、我国の企業進出環境の整備という視点からも、同分野支援は、内容とタイミングの双方で妥当性が高い。

### 6 - 2 有効性

公司法を中心とした企業関連法分野の支援及び独占禁止法を核とする経済法立法支援に関しては、中国側の立法スケジュールが決定していることもあり、同スケジュールに沿った形で草案の作成及び法案審議についての知識移転(プロジェクトの成果)を支援することにより、全人代常務委員会における採択(プロジェクト目標)の実現につながることを期待できる。「市場流通関連法の共同研究」に関しては WTO 加盟に伴って要求される流通分野の更なる規制緩和と、消費者保護の実現に資する形で我国からの知識移転を実施することによって、将来的な流通市場環境の整備に向けた布石とすることができる。

中国側カウンターパートによると、すでに対象法分野における日本法を含めた諸外国の比較法研究は相当行っており、国内有力大学の有識者も立法作業に参画していることから、



日本に期待する支援内容も絞られており、プロジェクト目標も明確に設定することが可能であった。加えて、立法作業における中国側のオーナーシップ意識は非常に強く、必ずしも日本法を完全に取込む可能性は高くないが、中国の実情を反映しつつ、日本法の長所を取入れていくというアプローチは、法の運用の実効性を高めるという意味で意義深い。

また、①起草チームがカウンターパートに含まれていること、②調査・研究、起草、審議、公布後の適用・執行の各段階で投入が計画されていること（スケジュールに沿った形を具体的に記載）、③法律の草案・実態調査結果等も日本側に提供されること等を踏まえて有効性が見込める。

### 6 - 3 効率性

「公司法の改正」に関しては、公司法改正第2次草案の策定に入っており、現行立法スケジュールより遅滞している。2004年末以後、来年にかけて半年間の審議過程が予測されており、改正支援のための各種投入が改正条文に反映される可能性が高く、まさに絶好のタイミングの支援として、効率性が確保される。

「独占禁止法の起草」については、昨年度の行政機構改革で中断されていた起草作業が本年度立法スケジュールに組み込まれるなど、本格化しており、執行体制の構築支援も含め、我国の経験と知見が生かすにあたって、効率的な人材育成が見込まれる。

「市場流通関連法の共同研究」に関しては、WTO加盟協定における流通分野の市場開放が2004年12月、2006年12月と段階的に約束履行期限を迎えることから、我国企業の事業環境を改善するという意味でも効率的な協力へと展開することができる。

今回支援計画では、①長期アドバイザー型専門家の派遣をせず、その都度セミナー開催、現地研修で対応することから類似プロジェクトと比較し、コストが安く抑えられること、②日本での法制度現地調査・研修の参加者は、実施機関を通じて参与機関等の関係者を含めた省庁横断的な人選が確保されているため、ドイツ型の特定省庁の人材に対象が限定されるといった制約がなく、プロジェクトの活動が効率的に実施できる。

### 6 - 4 インパクト

本プロジェクトにおいては、①公司法の改正による企業活動に対する広汎な影響、②独占禁止法制定による中国の巨大な市場における既存の競争慣行に与える影響、③WTOに対するコミットメントに基づく流通分野の市場開放後の国内経済に与える影響、④日中双方の関係者の交流による相互理解の増進等が期待されている。

本計画案におけるプロジェクト目標に記載されているとおり、法案起草・改正に関わる専

門家の幅広い相互交流や研修を通して、プロジェクト終了後も法律起草・適用・執行能力が向上した人材が、策定された法律文書の活用を通じ、更なる法知識及び実務能力が向上するとともに、国際ルールと調和した適切な法審査及び透明性の高い法運用が確立することが期待される。その結果として、プロジェクトの上位目標に掲げられているように、公司法分野では国内全ての企業が健全な法秩序の元に事業を創設、発展させる機会が提供され、独占禁止法分野及び市場流通関連法分野では公正かつ自由な競争が促進されるとともに、一般消費者の利益の保護が実現し、国民経済の民主的な発展に寄与することになる。

## 6 - 5 自立発展性

「公司法の改正」、「独占禁止法の起草」については、法律の整備のみならず、人材の能力強化を主眼とした投入を行うことから、プロジェクト終了後、知見・経験が実施機関に蓄積され、自立的に発展していくことが見込まれる。

「市場流通関連法の共同研究」に関しては、中国がWTO加盟協定における約束の履行を重視していることから、共同研究におけるカウンターパートの市場規律の理解と能力強化を通じて、プロジェクト終了後も彼らを核とした市場流通関連法体系の整備に当たって、自立的な発展が見込まれる。

今回対象とされる三つの法分野では、中国の市場経済化の進展度合いを勘案しつつ、段階的な立法化が予見されるため、サブプロジェクトの実施の際に検出された課題、問題点等について、現在の立法計画において改正草案や起草法案に反映されないこともあり得るが、次期以後の立法計画において更なる改正が実施される際に生かされる可能性がある。

加えて、カウンターパートの多くは、法律を専門分野としており、立法機関・執行機関等において法律の起草・改正等の業務に従事する行政官であり、本プロジェクトにおける人材育成を通して、その成果を所属部局に波及させる役割を担っている。プロジェクト終了後も日本の知見や国際ルール等を踏まえて、法律の整合性への配慮、経済実態との適合性の配慮を確保しつつ、他の法令の立法・改正に応用していくことが見込まれる。

## 6 - 6 結論

以上の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

## 第7節 モニタリングと評価

プロジェクトのモニタリング、評価手順（実施者、実施時期）につき、以下の実施体制が考えられる。

### (1) プロジェクト実行担当者によるモニタリング(実施中随意時)

活動計画案(別添2を参照)に示された各活動について、活動の責任者と実施者が、活動の進捗状況、活動の進行を妨げる要因(問題)、問題に対処した行動についてプロジェクト事業進捗報告書として取りまとめ、プロジェクト実施機関及び JICA 中国事務所に提出する。

### (2) 中間時評価調査

プロジェクト開始後およそ1年、あるいは改正公司法の成立時点で、JICA 及び中国商務部による合同評価調査団が JICA 事業評価ガイドラインに沿って実施する。

### (3) 終了時評価調査

プロジェクト終了時に JICA 及び中国商務部による合同評価調査団が JICA 事業評価ガイドラインに沿って実施する。

### (4) 事後評価調査

プロジェクト終了より3年後を目途に、JICA 調査団が JICA 事業評価ガイドラインに沿って実施する。

### <参考資料>

1. 国際協力機構アジア第二部、『中華人民共和国プロジェクト形成調査(ガバナンス強化支援)報告書』、2004年
2. 国際協力機構アジア第二部、『中華人民共和国プロジェクト形成調査(企業法整備)報告書』、2003年
3. 小口彦太他『中国法入門』三省堂、1998年
4. 王家福、加藤雅信『現代中国法入門』勁草書房、1997年
5. 射手矢好雄他『中国ビジネスの紛争対応システム』商事法務、2004年
6. 志村治美、奥島孝康『中国会社法入門』日本経済新聞社、1998年
7. UFJ 総合研究所『中国経過的審査メカニズム (TRM) 2002年』経済産業研究所、2003年
8. UFJ 総合研究所『WTO加盟に伴う中国の貿易関連措置に関する調査研究報告書』経済産業研究所、2004年

別添資料

別添1 プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

別添2 活動計画 (PO) (暫定)

別添3 プロジェクトの運営実施体制図

別添4 カウンターパート機関に関する詳細情報

別添5 PCM ワークショップ実施記録

別添6 PCM ワークショップ結果

プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)  
 プロジェクト名: 中国 経済法・企業法整備プロジェクト 期間: 2004年11月～2007年11月

別添 1

プロジェクト要約 Narrative Summary	指標 Objectively Verifiable Indicators	指標入手手段 Means of Verification	外部条件 Important Assumptions
<b>上位目標 Overall Goal</b> 中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社設立及び企業登記数が増加する。</li> <li>・反競争的行為が減少する。</li> <li>・一般消費者の利益侵害が減少する。</li> </ul>	国家工商行政管理総局による企業設立統計 新たに設立される独占禁止法執行機関の法的措置件数	中国の国策としての市場経済化方針の方向性に変化がない。
<b>プロジェクト目標 Project Purpose</b> 中国における立法関連機関および法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭に高いた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公司法を施行するための手続きが明文化される。</li> <li>・独占禁止法を施行するための手続きが明文化される。</li> <li>・市場流通関連法の起草のための政策が明確化される。</li> </ul>	商務部から提供される条文	全人代の立法計画に変更がない。
<b>成果 Outputs</b> <b>サブプロジェクト1: 公司法の改正</b> [成果1] 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する (1) 投資・起業促進 (2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス) (3) 株主・債権者の合法的權益を保護する健全なメカニズム (4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性 [成果2] 以下の点で会社登記制度および運用の枠組みが確立される。 (1) 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。 (2) 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。 [成果3] 改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。	[指標1] (1) 公司法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。 (2) 公司法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。 (3) 活動参加者の日本法に対する理解度。 [指標2] (1) 会社登記管理条例の改正内容とその進捗 (2) 会社登記実務の研修教材の開発進捗 [指標3] (1) 公司法に係る紛争解決に資する日中の代表的判例等参考資料の整備度 (2) 活動参加者の日中の代表的判例の理解度	商務部から提供される条文	実施機関及び参与機関より、C/P職員が配置され続ける。
<b>サブプロジェクト2: 独占禁止法の立法</b> [成果1] 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。 (1) 市場の支配的地位の濫用の防止 (2) 過度の経済力集中につながる企業結合の防止 (3) 価格法、不正競争防止法との調和 (4) 独占禁止法の執行体制の独立性 (5) 内資・外資の無差別的な取り扱い	[指標1] (1) 独占禁止法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。 (2) 独占禁止法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。 (3) 活動参加者の日本法に対する理解度。		
[成果2] [成果1]の立法趣旨および以下の諸点をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。 (1) 独禁法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調 (2) 独禁法適用除外範囲の極小化 (3) 法令及びガイドラインの策定と公開	[指標2] (1) 独占禁止法の執行にかかわるガイドラインが策定される。 (2) 独占禁止法の施行に向けた組織構築の方針が明示される。		

<p><b>サブプロジェクト3:市場流通関連法の立法研究</b> [成果] 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。</p>	<p>[指標] 市場流通に関する法整備の方針が明示される。</p>		
<p><b>活動 Activities</b> <b>サブプロジェクト1:公司法の改正</b> [活動1] (1) 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介 (2) 公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M &amp; A関連法） (3) 公司法の立法審議にかかる特定課題検討  [活動2] (1) 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析 (2) 日本の商業登記関連法および研修資料の紹介 (3) 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言  [活動3] (1) 日中の代表的な会社法判例の紹介と分析 (2) 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言</p>	<p><b>投入 Inputs</b> (1) 日本側 短期専門家(研究会アドバイザー、セミナー講師) ; 学識経験者、関係各省より年間 15名程度(各1週間程度) コンサルタント(会社法、独占禁止法、業務調整) 36M/M 本邦研修:年間10~15名×3~5課題程度 セミナー開催等の現地活動費 総額 約2.8億円  (2) 中国側 カウンターパートの配置、 専門家執務室、 運営経費</p>		
<p><b>サブプロジェクト2:独占禁止法の立法</b> [活動1] (1) 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介 (2) 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M &amp; A関連法） (3) 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修 (4) 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討</p>			
<p>[活動2] (1) 独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介 (2) 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言 (3) 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言</p>			
<p><b>サブプロジェクト3:市場流通関連法の共同研究</b> [活動] 市場流通に関連する日本法の包括的な紹介。</p>			

## プロジェクト暫定実施計画(TSI)

別添2

## 1. 公司法

活動	Year 1				Year 2				Year 3			
	FSY04		FSY05		FSY05		FSY06		FSY06		FSY07	
	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
(立法・審議作業)	国务院草案 起草作業		全人代常務委員会審議				適用・執行					
	【立法】											
①	公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介											
②	公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M&A関連法)											
③	公司法の立法審議にかかる特定課題検討の支援											
	【適用】											
④	会社登記条例の施行機関の実態調査と分析											
⑤	日本の商業登記関連法および研修資料の紹介											
⑥	商業登記実施方法に関する課題の特定と提言											
	【執行】											
⑦	日本の代表的な会社法判例の紹介											
⑧	公司法の執行に係る民事紛争、違反の解決に関する課題の特定と提言											

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、— 中国での現地調査、△情報提供

## プロジェクト暫定実施計画(TSI)

## 2. 独占禁止法

活動	Year 1				Year 2				Year 3			
	FSY04		FSY05		FSY05		FSY06		FSY06		FSY07	
	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
(立法・審議作業)	国务院草案 起草作業				全人代常務委員会審議				適用・執行			
	【立法】											
①	独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介											
②	独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言（不正競争防止法、国有資産管理法、M&A関連法）											
③	独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修											
④	独占禁止法立法審議にかかる特定課題検討の支援											
	【適用・執行】											
⑥	独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介											
⑦	独占禁止法の施行機関の組織構築への提言											
⑧	独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言											

■本邦研修、●中国での研究会、○中国でのセミナー、— 中国での現地調査、△情報提供

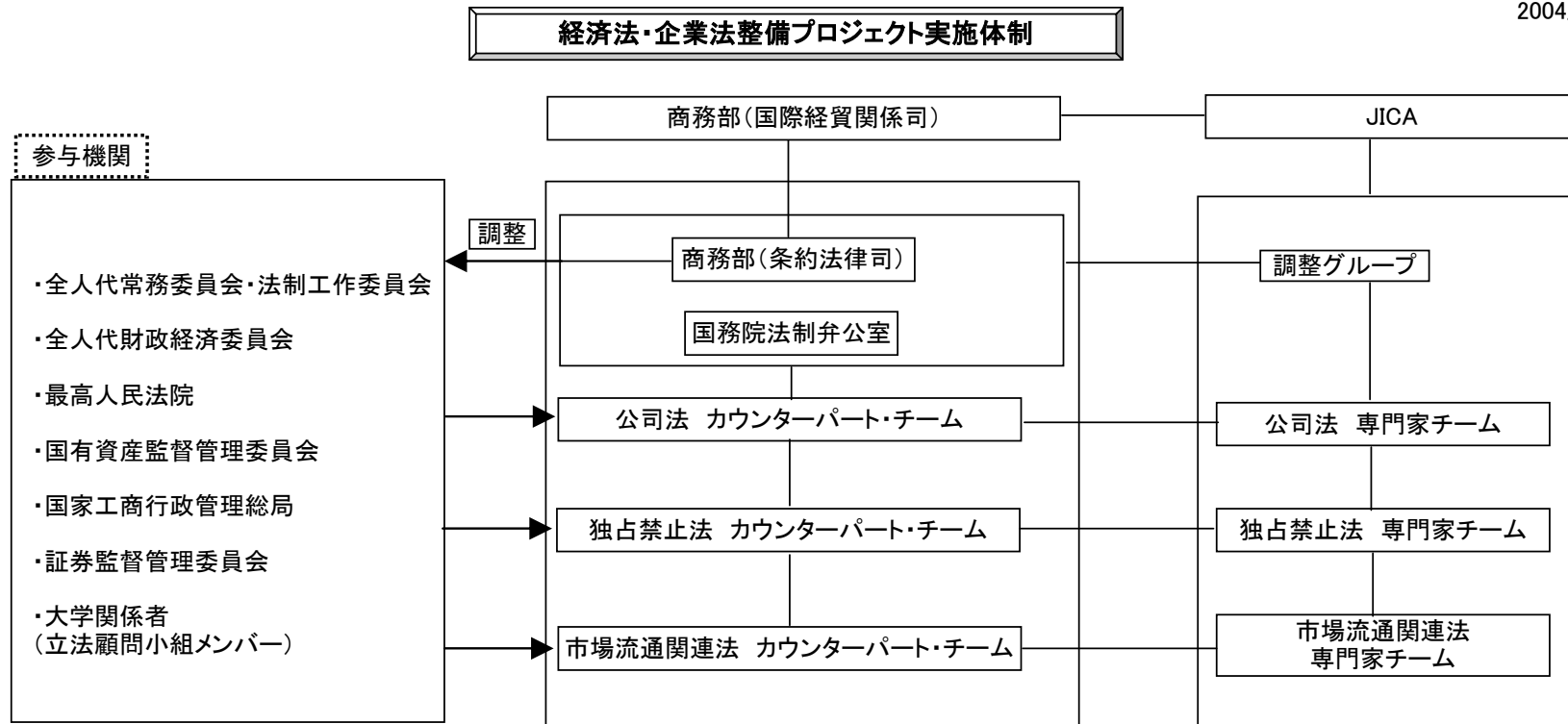


## プロジェクト暫定実施計画(TSI)

## 3. 市場流通関連法

活動		Year 1				Year 2				Year 3			
		FSY04		FSY05		FSY05		FSY06		FSY06		FSY07	
		3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2
	(立法作業)												
	(審議、公布、適用、施行)												
	<b>【立法】</b>												
3-1	市場流通法に関する日本の関連法規の紹介		●		■								
	<b>【適用・執行】</b>												

2004/11/18



C/Pチームは、立法起草グループ、全人代審議関係者、適用、執行関係者より構成される。  
 プロジェクト管理機関(商務部国際経貿関係司 主管司長)  
 プロジェクト実施機関(商務部条約法律司 主管司長)

## 別添 4 カウンターパート TOR・リスト

### 1. カウンターパート(商務部)の業務内容

#### (1)業務の目的

公司法改正、独占禁止法起草、市場流通法起草研究に携わる全ての関係者、受益者グループ及び関係者を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本における技術研修から得た知識及び経験を、立法作業及び法案成立後の運用に有効に活用する。

#### (2)期待される成果

- ・ 公司法改正への日本の知見及び経験の反映
- ・ 改正公司法の施行細則策定における日本の知見及び経験の反映
- ・ 独占禁止法起草作業における日本の知見及び経験の反映
- ・ 市場流通関連法起草研究における日本の知見及び経験の移転

#### (3)活動内容

日本人専門化との共同作業を通じ、以下の活動を行う。

##### <公司法>

- ・ 改正公司法の起草及び運用に係る研修ニーズ調査
- ・ 本邦研修における参加者の選定及び派遣
- ・ 公司法改正草案及び関連文書の提供
- ・ 公司法起草関係者のコーディネーション
- ・ 会社登記実務の研修教材の開発と整備
- ・ 日中会社法判例の比較資料の開発と整備
- ・ 日中会社法比較研究に関する現地セミナー開催のコーディネーション

##### <独占禁止法>

- ・ 独占禁止法起草及び運用に係る研修ニーズ調査
- ・ 本邦研修における参加者の選定及び派遣
- ・ 独占禁止法草案及び関連文書の提供
- ・ 独占禁止法起草関係者のコーディネーション
- ・ 独占禁止法運用実務のガイドライン(マニュアル)の開発と整備
- ・ 独占禁止法の運用組織に関する方針策定
- ・ 日中独占禁止法に関する現地セミナー開催のコーディネーション

<市場流通法>

- ・市場流通関連法の起草及び運用に係る研修ニーズ調査
- ・本邦研修における参加者の選定及び派遣
- ・市場流通関連法に関する現地セミナー開催のコーディネート

2. カウンターパート

(1) プロジェクトディレクター

商務部国際経貿関係司 主管司長

(2) プロジェクトマネージャー

商務部条約法律司 主管司長

(3) 下記の分野におけるカウンターパート

- ・公司法
- ・独占禁止法
- ・市場流通関連法

中国 経済法・企業法整備プロジェクト  
PCM ワークショップ実施記録結果報告書

## 1. 全体日程一覧

今般北京で開催した PCM ワークショップに直接関連した日程のみを下記に示す。ワークショップに係る中国側に対する事前説明と協議、3回に渡るワークショップ、及びそのフォローアップのための協議等が行われた。

内容	日時	場所	議題	主な中国側参加者
事前説明	2004年8月17日(火) 14:00～16:00	商務部	PCM ワークショップの事前打合せ	商務部
第1回 PCM ワークシ ョップ	2004年8月18日(水) 14:00～17:30	商務部	公司法	国务院法制弁公室 商務部 証券監督管理委員会 上海交通大学
フォロー アップ協 議	2004年8月19日(木) 9:30～11:00	国务院 法制弁 公室	ワークショップの フォロー（不明点 の確認等）	国务院法制弁公室
第2回 PCM ワークシ ョップ	2004年8月20日(金) 14:00～17:30	商務部	三資法、M&A 関連法	商務部 証券監督管理委員会 中国人民大学
第3回 PCM ワークシ ョップ	2004年8月24日(火) 14:00～17:00	商務部	独占禁止法、不当 競争防止法、（市 場流通法 <sup>9</sup> ）	商務部 国家工商行政管理総 局 北京工商大学 首都経済貿易大学 社会科学院法学研究 所
協議とま とめ	2004年8月25日(水) 14:00～17:00	商務部	全体結果のまとめ 今後の予定、等	商務部 国务院法制弁公室、 国家工商行政管理総 局)

<sup>9</sup> 市場流通法に関しては、ワークショップの冒頭で中国側よりその現状や考え方について説明を受けた。その結果、当日のPCMワークショップにおける議論の対象としないことで合意した。

## 2. ワークショップの開催目的

- (1) 日中双方の関係者によるPCMワークショップを行うことにより、中国の経済関連法規に係る法制度整備の現状、ニーズ、課題を整理・分析し問題意識の共有化を図る。(共有化は中国政府内の関係機関同士、及び日本側と中国側との間で図ることを企図。)
- (2) ワークショップの結果を踏まえ、今後の日本側による協力の基本計画案(内容、範囲、協力方法、投入等)策定の一助とする。

## 3. ワークショップ参加者

政策法規司等の処長、副処長クラス及び大学関係者等(参加者リスト参照)

## 4. 各ワークショップのプログラム内容

全3回のワークショップは概ね下記の進行内容に沿って進められた。

- ① 団長挨拶
- ② 日中双方による参加者の紹介
- ③ PCMワークショップの説明(コンセプト、進め方、留意点等)
- ④ 問題分析(課題の抽出)
- ⑤ 関係者分析(関連法規のリストアップ含む)
- ⑥ 目的分析

## 5. 今回のPCMワークショップの進め方と特徴について

今般、計3回のワークショップを実施するに際しては、諸般の事情(参加者の時間的制約、中国経済関連法に係る事前情報収集の限界、等)により下記のような方針・進め方を採用した。標準的なPCMワークショップ手法と比較すると、進行の順番、各種分析の有無、成果品の有無といった観点からは変則的なものとなった。全般的な傾向として、PDMの枠組みを利用したニーズ確認に重点を置いたものとなった。

- (1) 経済・企業関連法の整備支援という大きな一つのプロジェクト枠組みを前提としているが、対象となる法律分野を「公司法」「三資法、M&A関連法」「独占禁止法、不当競争防止法」の三つに大きく分けたうえで各法律分野について1回ずつ、計3回のワークショップを開催。
- (2) 各回ワークショップの予定時間が、通訳時間を含め実質2時間前後と短くならざるをなかったため、全3回を通じて概ね下記のような進め方を採用した。

- ① ワークショップ開催前日に、先ず日本側関係者が事前に模擬ワークショップを行い「日本側の考えるPDM原案」を予め作成しておく。
- ② 当日、これを中国側に提示し日本側の考え方を説明。中国側の意見、コメントを求める。日本側の提示したカードに異論があればその理由を確認し、適宜削除したり議論を継続するなどの対応を取る。また、中国側の考えるアイデア・意見を極力出してもらうように促し、カードを追加してもらう。中国側が追加したカードについては全て記入者による解説をしてもらい内容の理解に努める。
- ③ ワークショップの重点を中国側の考える課題の抽出及びその内容の正確な把握に置く。従って通常のPCMワークショップで行うような因果関係を特定する「問題分析」、及びその結果としての「問題系図」の作成は行っていない。中国側の立法に対する考え方や現状に不明な点が多かったため、中国側の考える「課題」の抽出とこれに対する日本側からの確認に時間を割いた。用語については、ワークショップの中では「問題」という語は使わず、全て「課題」という語に統一して議論を進めた。（「問題」と「課題」では言葉の意味が異なるが、今回のワークショップでは今後解決していくべき課題を挙げてもらうことを重視した。）
- ④ 上記③に述べた方針及び時間的制約から、「目的分析」を割愛した。従ってその成果品である「目的系図」の議論や作成もしていない。
- ⑤ 同様の理由により「プロジェクトの選択（アプローチ選択）」も扱っていない。
- ⑥ 「プロジェクト目標」の定義については、予め「法改正の目的」と読み替えることを日本側から中国側に提案し、この定義に従って議論を進めた。
- ⑦ 「関係者分析」については関係機関と関連法規のリストアップ（網羅）に重点を置いた。関係者に係る「詳細分析」は割愛した。
- ⑧ 議論の枠組みとして、「課題」や「活動」の項目については「立法」「適用」「執行」に分けて設定した（ただし、独禁法では「適用・執行」を一括りにしている）。
- ⑨ 各ワークショップを通じ、PDM中の項目である「活動」「投入」「外部条件」「前提条件」「指標」「指標の入手手段」の諸項目についての議論はしていない。PDMについては、ワークショップ内で議論し合意することは時間の関係でもとより不可能であるため、後日、日本側がワークショップ結果を参考に原案を作成して中国側に改めて提示し、了解を得ることとした。

- ⑩ なお、市場流通法については、独禁法 PCM ワークショップの冒頭で現状についてのヒアリングを行い情報収集を行った。この情報収集結果を踏まえ、同法については独禁法ワークショップでの議論の対象には含めないことを決定。

## 6. 個別のワークショップ結果

### 第1回ワークショップ概要

開催日時：2004年8月18日（水）14:00～17:30

開催場所：商務部

テーマ：公司法

モデレーター：原 洋一〔UFJ 総合研究所〕

通訳者：鄭 瑾〔語虹舎(北京)咨询有限公司 翻譯總監〕

参加者リストと所属先：次表のとおり

#### 公司法（8月18日）

中国側	国務院 法制弁公室 外事司	孫 浩康
	国務院 法制弁公室 工交商事法制司	張 要波
	証券監督管理委員会 法律部 処長	陸 飛
	商務部 国際経貿司 副処長	康 炳建
	商務部 条約法律司 処長	呉 振国
	商務部 条約法律司 律師	崔 書鋒
	商務部 研究院 外資研究部	Nie 平香
	上海交通大学 法学院 法学博士 副教授	李 明良
	Atlantic Consultation 董事長	齊 忠

日本側	JICA 中国事務所 次長	加藤 俊伸
	JICA 中国事務所 企画調査員	黒田 龍二
	JICA 在中国技術協力アドバイザー 専門家	渡辺 雅人
	JICA 経済開発部 第一グループ	石井 伯彦
	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授	布井 千博
	UFJ 総合研究所 主任研究員	土生 英里



内容：

(1) 上位目標、プロジェクト目標、成果

日本側が事前に議論し中国側に提示した「上位目標」「プロジェクト目標」「成果」「活動」は下記のとおり。

上位目標 (最終目標)	中国社会主义市場経済の健全な発展 (使中国社会主义市場経済能够健康发展)	社会の経済秩序を維持する (维护社会的经济秩序)				
プロジェクト目標(法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	投資の促進 (促进投资)	起業の促進 (促进创业)				
成果 (成果:修改内容)	会社設立の規範化 (规范成立公司的条件和程序)	会社組織の規範化 (规范公司组织)	株主の合法的權益が保護される (使股东的合法性權益得到保护)	債権者の合法的權益が保護される (使債权人的合法性權益得到保护)	法的整合性が確保される (确保法律的整合性)	
活動 (活动)						
「立法」「改正」分野 ("立法"、“修改”領域)	継続企業の原則の確立 (确立持续经营的原则)	スムーズな事業運営 (使公司业务能够顺利开展)	株主保護の実現 (实现对股东的保护)		証券法との整合性確保 破産法との整合性確保 国有資産管理法との整合性確保 M&A関連法との整合性確保 (确保与証券法的协调性;与破産法的协调性; 与国有資産管理法的协调性;与企业并购相关 法的协调性)	
「適用」分野 ("适用"領域)	行政官の育成 (培育行政官员)					
「執行」分野 ("执行"領域)	執行官の育成 (培育执法官员)					

これに対して中国側から下記カードの追加があった。

上位目標 (最終目標)	(完善中国社会主义市場經濟法律体系) 中国社会主义市場經濟法律システムの整備						
プロジェクト目標 (法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	(使公司法便于和国际通用做法接轨) 公司法の国際スタンダードとの合致	(公司的健康经营) 会社の健全な経営	(使公司法更加便于实施和执行) 会社法のよりよい実施と執行に寄与する				
		(完善公司治理结构) コーポレート・ガバナンスの整備					
成果 (成果:修改内容)	(减少政府控制权,扩大公司、股东的自主权) 政府の干渉を制限し株主自主権を拡大する	(公司法与証券法的协调) 会社法と証券法のバランス	(明确高管的诚信义务) 会社の責任者の信用義務を明確にする	(删除过时的制度:如对外投资限制) 古びた制限の削除:例えば対外投資規制の撤廃	(增补公司法律制度:如独立董事) 会社法律制度の充実	(增加个别行政措施) 個別の行政措置を増やす	(明晰公司及相关主体的法律责任) 会社と関連主体の法律責任の明確化(株主=利害関係者)
		(理顺公司法与三資法的关系) 会社法と三資法の関係づくり					

このうち、「プロジェクト目標」の定義について中国サイドより「『プロジェクト目標』と『法改正の目的』は厳密には同義ではないのではないか？」との指摘があったが、日本サイドからワークショップを効率的に進める観点から、今回あえてこのような設定をしている旨を説明し先方の理解を得た。

また、同じくプロジェクト目標の「コーポレート・ガバナンスの整備」については、同時にカード提示のあった「会社の健全な経営」と同義である、との指摘が参加者よりあり、その一方で「コーポレート・ガバナンスの整備」は「成果」に分類した方が良い、とのコメントもあった。

## (2) 課題

課題を抽出するにあたっては、議論・意見を整理しやすくするため公司法改正の背景にある政策目標毎に分類しながら項目を挙げていくこととした。今回の場合の政策目標は、前記(1)での議論内容を踏まえ「投資の促進」「起業の促進」「公司法の国際スタンダードとの合致」「会社の健全な経営/コーポレート・ガバナンスの確立」の4項目とし、各々の分野における課題を列挙していった。

先ず、日本側が準備し提示した項目は下記のとおり。

課題 (課題)	投資の促進 (促进投资)	起業の促進 (促进创业)		公司法の国際スタンダードとの 合致 (使公司法便于和国际通用做 法接轨)	会社の健全な経営/コーポレートガバナンスの確 立 (公司的健康经营/完善公司治理结构)	
		一人会社に関する規定 (关于一人公司的规定)	会社登記実務 (公司的登记实务)		上場会社の監督に關する 規定 (有关监督上市公司的 规定)	株主、監査役、トウ事会 の権利義務のバランス (股东、监查机构、董事 会的权利与义务的平衡 关系)
「立法」「改正」分野 ("立法"、“修改”领域)	中小株主保護 (中小股东保护)					
	法定資本金 (法定资本金)	会社設立条件の緩和 (放宽公司的成立条件)			法人格否認の法理 (否认法律人格的法理)	
	企業の留保利益と株主の権利 (企业的内部留存与股东权利)	設立時会社定款の内容 (有关公司章程的内容)			経営者の権利義務 (经营者的权利与义务)	
「適用」分野 ("适用"领域)	株主の権限と行政関与のバ ランス (股东的权限与行政干预的平衡 关系)					
「執行」分野 ("执行"领域)					違反刑罰規定 (有关违反公司法的刑 罚规定)	

これに対し中国側から下記のとおり追加のカード提示と各項目の説明があった。

	投資の促進 (促進投資)		起業の促進 (促進創業)	公司法の国際スタンダードとの 合致 (使公司法便于和国际通用做 连接)	会社の健全な経営/コーポレートガバナンスの確立 (公司的健康经营/完善公司治理结构)		
課題 (課題)							
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”领域)	(公司转投资) 会社の対外投資 (純資産の50%規 定等)	(公司股票上市、 发行新股条件) 会社の株式上場・ 新株発行条件の 緩和		(增加关联公司的规定) 関連会社間取引についての規 定を増やす	(利益冲突) 利益衝突	(对股东资格进行管理) 株主資格についての管 理	(累积投票制) 累積投票制
				(增加关联交易的規定) 関連取引に関する規定	(交叉持股的法律规范) 株主相互持合いの規範 化	(表决权征集制度) 議決権募集制度	
					(股东衍生诉讼) 株主代表訴訟	规范“自我交易” 自己取引についての規 範化	
「適用」分野 (“适用”领域)							
「執行」分野 (“执行”领域)						(建立市场禁入制度) 参入規制制度の構築 (取締役の欠格事由)	

更に、中国側より、「執行」分野の課題ではあるが上記4つの政策目標全てに共通する横断的課題として以下が挙げられた。

執行の範疇に入るが、横断的課題であって 総合的上記4つの政策目標分類のどれにも 落ちないもの (属于执法领域,但是作为综合性课题不适 于上述4个政策目标的分类)	(明确行政处罚实施机构) 行政处罚实行機關の明確化
	(公司法上的訴訟) 公司法上の訴訟(会社の司法介入、会社訴訟)

### (3) 日本に支援を期待する分野

次に、日本側が提示し中国側の同意を得た諸課題及び中国側の提示した課題のなかから、中国側にノウハウや知識が不足している等の理由により、今後日本に対して特に支援を期待している分野を指摘してもらった。その結果は下記のとおりであった。

今後、日本に支援を期待する分野

[目標・成果の項目から]

コーポレート・ガバ ナンスの整備	会社組織の規範化 (独立取締役、監査役 等)
---------------------	------------------------------

[課題の項目から]

一人会社に関する 規定	関連取引に関する規定	法人格否認の法理	利益衝突	株主相互持合いの 規範化
----------------	------------	----------	------	-----------------

(4) 関連法規

公司法に関連する法規を全て列挙し中国側に確認した。その結果、下記が公司法に係る関連法規であることが確認できた。

今回の法改正に関連する法規 (与本次公司法修改相关的法規)	公司法	三資法	証券法	破産法	刑法	国有資産管理条例	個別の会社登記条例
----------------------------------	-----	-----	-----	-----	----	----------	-----------

(5) 関連機関

同様に今回の法改正に関連する機関を全て列挙し中国側に確認した。その結果、財政部に関しては関係ないため除外、国家発展改革委員会については関与度は低いとのコメントがあった。また、國務院法制弁公室が公司法改正にあたっての起草者であり、かつ他機関メンバーを組織するオーガナイザーの役割を担っていることが確認できた。

今回の法改正に関連する機関 (与本次公司法修改相关的机构)	國務院法制弁公室	国有資産監督管理委員会	商務部	証券管理監督委員会、	国家工商行政管理総局	最高人民法院
(中国側コメント) (中方意見)	起草者、組織者(他機関メンバーを組織)					
	全人代財經委員会	全人代法制工作委員会	(国家発展改革委員会)	(財政部)		
			△ あまり関係ない	× 関係なし		

第2回ワークショップ概要

開催日時：2004年8月20日（金）14:00～17:30

開催場所：商務部

テーマ：三資法、M&A法

モデレーター：原 洋一〔UFJ 総合研究所〕

通訳者：鄭 瑾〔語虹舎(北京)咨询有限公司 翻譯總監〕

参加者リストと所属先：次表のとおり

三資法、M&A法（8月20日）

中国側	商務部 条約法律司 投資処 副処長	胡 盛涛
	商務部 条約法律司 投資処 律師	崔 書鋒
	商務部 研究院 外資研究部 主任研究員	金 伯生
	商務部 研究院 外資研究部	Nie 平香
	証券監督管理委員会 法律部 処長	陸 沢峰
	中国人民大学 法学院教授 法学博士	余 効松
	Atlantic Consultation 董事長	齊 忠

日本側	JICA 中国事務所 次長	加藤 俊伸
	JICA 中国事務所 企画調査員	黒田 龍二
	JICA 中国事務所 プログラムオフィサー	鄭 靈芝
	JICA 経済開発部 第一グループ	石井 伯彦
	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授	布井 千博
	森・濱田・松本法律事務所 弁護士	射手矢 好雄
	UFJ 総合研究所 主任研究員	土生 英里

(1) 上位目標、プロジェクト目標、成果

日本側が事前に議論し中国側に提示した「上位目標」「プロジェクト目標」「成果」は下記のとおり。なお、プロジェクト目標に関しては、日本側提案により「法改正の目的」と定義して中国側の意見を求めた。

上位目標 (最終目標)	国際的経済協力の拡大 (扩大国际经济合作)	国際的な技術交流の拡大 (扩大国际技术交流)	国際的な資本交流の拡大 (扩大国际资本交流)	国有企業の再編 (国有企业重组)
プロジェクト目標(法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	暫定規定を正式な法律に整理する (将暂行规定整理后升级为正式的法律)	統一された外商投資企業法の立法 (制定具有统一性的外商投资企业法)	内外直接投資の促進 (促进内、外直接投資)	外資・M&Aの促進 (促进外资并购)
成果 (成果: 修改内容)	規制緩和が実現する (放宽限制)	内国民待遇の更なる促進 (进一步促进国民待遇)	対中直接投資が増加する (对中直接投資增多)	

これに対しては中国側の同意が得られ、更に中国側から各項目に関して下記のカードが追加された。

〔上位目標〕

上位目標 (最終目標)	(维护国家经济自主和经济安全) 国家經濟の自主権と安全の保護
----------------	-----------------------------------

〔プロジェクト目標〕

プロジェクト目標(法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	(协调与公司法之间的关系) 公司法との整合性
------------------------------------	---------------------------

〔成果〕

成果 (成果: 修改内容)	(促进积极、合理、有效地利用外资) 積極的、合理的、効果的な外資利用の促進	(投资者权利义务的平衡) 投資者の權利と義務のバランス	(实现政府对外资的有序管理) 政府による正しい外資管理の実現	(规范外国投资者在国内的投资活动) 外国投資者の国内での投資活動の規範化	(增删一些条例) 一部の条例の増加と削除
------------------	--	--------------------------------	-----------------------------------	---	-------------------------

(2) 課題

課題を抽出するにあたっては、「三資法」と「M&A法」に分けて先ず日本側が考える項目を提示した。その項目は下記のとおりである。なお、三資法分野では「制限に関する課題」「法律体系に関する課題」「優遇に関する課題」「その他の課題」とグループ化されている。これはワークショップのなかで参加者からの意見によってグループ化されたものである。

〔日本側が提示した三資法に係る課題〕

課題 (課題)	制限	優遇	法律体系	その他
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”領域)	内外資合弁企業形態の制限撤廃 (撤消对合资、合作企业企业性质变更的限制)	外資の方が優遇を受けている (逆差別) (对外资更优惠<反歧视>)	三資と外商投資株式会社の 取扱いの違い (对三资企业与外商投资股份公司的规定不同)	
	重要決議事項に関する理事会全員 一致の規定の緩和(合弁企業の場合) (放宽有关重要表决事项时的需要)		三資企業間の整合性の確保 (确保三资企业之间的协调性)	
	外資は会社設立に審査、認可が必要 (成立外资公司时需经审查批准)			
	退出(持分譲渡、解散等)の不自りさ 不能自由退出公司(转让股份、解散等)			
	董事および総經理の責任の明確化 (明确董事和总经理的责任)			
	国内における再投資規制の緩和 (放宽在中国国内再投资限制)			
「適用」分野 (“适用”領域)	許認可手続きの簡素化 (简化批准手续)			中央の法規と地方性法規との 適合 (与地方性法规的协调)
	行政手続の透明性確保 (确保行政手続的透明度)			
	認可を拒否された時の不服申し立て が事実上出来ない (公司未得到批准时实际上不能提出异议)			
「執行」分野 (“执行”領域)	裁判で勝訴しても執行が困難 (即使胜诉也难以执行)			合弁企業契約に関する紛争 解決の準拠法制限の緩和 (放宽解决有关合资企业合 同的纠纷时的法律依据)

このうち、三資法の執行分野の課題として挙げた項目「合弁企業契約に関する紛争解決の準拠法制限の緩和」及び「裁判で勝訴しても執行が困難」の2点については、中国側より三資法に限らず存在する課題である、とのコメントがあった。

〔日本側が提示した M&A 法に係る課題〕

「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”領域)	価格が国有資産の評価に拘束 される (价格受国有资产评价的约束)	買収の際に入札手続が要求さ れる (收购时需经招投标程序)	2003年の「外資投資者」による 国内企業買収暫定規定」の内 容が簡単すぎる (2003年的《外国投资者并购境 内企业暂行规定》的内容过于 简单)
「適用」分野 (“适用”領域)	デューデリジェンスが困難 (难以对企业情况进行尽职调 查)		

上記に対して、中国側から下記のカードが追加された。

[中国側が追加した三資法に関するカード]

課題 (課題)	その他	制限	優遇	法律体系
「立法」「改正」分野 ("立法"、“修改”領域)	(外資法由企業法向外資管理法的转变) 外資法の企業法から外資管理法への転換	(产业逐步自由化政策) 産業の段階的自由化政策	(对外资优惠措施的取消) 外資優遇措置の撤廃	(应探讨三法合一, 比如合成《外商投资法》, 便于协调) 三資法を一つにする、例えば「外商投資法」
	(对跨国公司的规制) 多国籍企業についての規範化			(三資法与公司法等企业组织法之间的衔接) 三資法と会社法など企業組織法間の整合性
	(对来华投资的公司和个人的信用管理) 対中投資会社と個人の信用についての管理			(促进内外资法统一、协调) 内外投資法の統一と協調の促進
	(加强外商投资企业股权转让的监管) 外商投資企業の株式譲渡についての監督管理の強化			(外資法与公司法等相关法律的协调问题) 外資法と会社法などの整合性問題
「適用」分野 ("适用"領域)			(税收优惠对内外资企业统一适用) 税制優遇措置の内外企業における統一的適用	

[中国側が追加した M&A 法の立法分野に関するカード]

MBO及其法律规制 (MBO及びその法律規制)	(累积投票制) 累積投票制	(增加关联公司的规定) 関連会社間取引についての規定を増やす
M&A与垄断的规制 (M&Aと独占についての規制)	外資并购的资产评估 (外資によるM&Aの資産評価)	
外資并购中的人员安置 (外資によるM&A過程における従業員についての措置)	(加强外商投资企业股权转让的监管) 外商投資企業の株式譲渡についての監督管理の強化	

なお、ワークショップのなかで日本の外資規制の歴史的経緯等に関する質問が中国側から多く投げかけられて活発な質疑応答が交わされ、中国側のこの点に関する関心の高さがうかがえた。中国側から出た質問でカードに記入されていたものを参考までに記しておく。

- ・日本で外資に関する法律と法規とは
- ・日本で外資投資に関する法律があるか
- ・日本で産業指導目録と分別管理があるか

(3) 日本に支援を期待する分野

次に、今後日本に対して特に支援を期待している分野を選んでもらったところ、その結果は下記のとおりであった。



今後、日本に支援を期待する分野

〔三資法の立法改正分野から〕

(产业 <b>逐步</b> 自由化政策) 産業の段階的自由化政策
-------------------------------------

〔M&A 法の立法改正分野から〕

MBO及其法律規制 (MBO及びその法律規制)	M&A与垄断的規制 (M&Aと独占についての規制)	M&A防衛法、買収規制法に類 する法律制定
----------------------------	------------------------------	--------------------------

(4) 関連法規

三資法・M&A 法に関連する法規を全て列挙し中国側に確認した。その結果、下記が公司法に係る関連法規であることが確認できた。

関係法規	独占禁止法	行政訴訟法	民事訴訟法	証券法	公司法	契約法
	外為法	社会保障法	行政許可法	破産法	税法	

(5) 関連機関

同様に三資法・M&A 法の立法改正に関連する機関を列挙し中国側に確認した。その結果、下記が関連する組織であることが確認できた。

関係機関	商務部	国有資産監督管理委員会	中国人民銀行	証券管理監督委員会、	国家工商行政管理総局	代財政經濟委	国家稅務總局	財政部
	國務院法制弁公室	人民法院	国家發展改革委員会	関連する産業部門	銀行業監督管理委員会	保險業監督管理委員会	全人代法制工作委員会	

### 第3回ワークショップ概要

開催日時：2004年8月24日（火）14:00～17:00

開催場所：商務部

テーマ：独占禁止法、不当競争防止法

モデレーター：原 洋一〔UFJ 総合研究所〕

通訳者：鄭 瑾〔語虹舎(北京)咨询有限公司 翻譯總監〕

参加者リストと所属先：次表のとおり

#### 独占禁止法、不当競争防止法（8月24日）

中国側	商務部 条約法律士 副処長	張 晨陽
	商務部 条約法律司 律師	崔 書鋒
	商務部 研究院 外資研究部	Nie 平香
	北京工商大学 法学院 副教授	刘 副教授
	国家工商行政管理総局 法規司 処長	王 長斌
	首都經濟貿易大学 教授	王 希来
	社会科学院法学研究所經濟法室主任 兼 中国經濟法研究会副会長 法学博士	王 Xiaoye
	Atlantic Consultation 董事長	齊 忠

日本側	JICA 中国事務所 次長	加藤 俊伸
	JICA 中国事務所 企画調査員	黒田 龍二
	JICA 在中国技術協力アドバイザー 専門家	渡辺 雅人
	JICA 中国事務所 プログラムオフィサー	鄭 靈芝
	JETRO 上海代表処 副所長	田中 茂明
	公正取引委員会事務総局官房国際課 課長補佐	和田 恭
	UFJ 総合研究所 主任研究員	土生 英里

#### (1) 上位目標、プロジェクト目標、成果、活動

日本側が事前に議論し中国側に提示した「上位目標」「プロジェクト目標」は以下のとおりである。

上位目標 (最終目標)	経済厚生の上昇、消費者利益の保護 (构筑有序的市场经济环境, 确保消费者利益)	経済の効率化、産業競争力の向上 (提高市场的经济效率和产业竞争力)	企業選別力という市場メカニズムの機能を適正に発揮させる (正确发挥市场机制的作用—企业的优胜劣汰)
プロジェクト目標(法規自体の目標) 項目目標(制定法律的目标)	公正な市場競争環境を実現する (创造一个公平的市场竞争环境)	事業者及び消費者の適法な権利を保護する (保护经营者和消费者的合法权利)	

これに対しては中国側より同意が得られ、更に下記の項目の追加があった。

上位目標 (最終目標)	(資源优化配置) 資源の最適化、自由競争による優勝劣敗	
プロジェクト目標(法規自体の目標) 項目目標(制定法律的目标)	(自由公平競争) 自由公正な競争	<不当競争防止法> (公平競争) 公正な競争

次に、「成果」「活動」については、日本側から以下の案を提示した。

成果 (成果 修改内容)	法運用のためのガイドライン策定	企業の国籍による差別をしない法体系	競争法の適用除外範囲の極小化	市場支配力が過度に高い企業結合(集中)の禁止
	競走上(取引上)優位にある企業が取引相手に対して取極められた時期に取極められた対価を支払おうとしないことを防止する	競走上(取引上)優位にある企業が不当な理由若しくは理由が明確にされないまま納品を拒否する等、取引の履行確認、清算(精算?)を拒否することを防止する	競走上(取引上)優位にある企業が取引相手に対して不当な取引条件を強要することを防止する	市場競争上優位にある企業が市場の支配的地位を濫用することを防止する
活動 (活動)				
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”領域)	産業界・消費者に対する競争唱導活動、競争文化浸透	法運用・判断基準について企業や国民への開示	事件審査・企業結合審査事例の蓄積	日本の下請代金支払遅延等防止法と同等の法的スキームの検討
「適用」分野 (“适用”領域)	国際的反競争行為に対応するための外国競争当局との連携	市場における企業の競争実態把握		
「執行」分野 (“执行”領域)				

これに対して中国側からは、法律施行後の想定結果(成果)として現段階でここまでの内容を確認することは難しい、との意見が出された。双方による協議の結果、「成果」についての記述は、今回は棚上げ扱いとすることで合意した。従って、今回のワークショップ結果としての独禁法 PDM 上は成果の部分は記述しない。なお、「活動」部分については時間切れにより議論に至らなかった。

(2) 課題

課題を抽出するにあたっては、議論・意見を整理しやすくするため独禁法制定の背景にある政策目標毎に分類しながら項目を挙げていくこととした。今回の場合の政策目標は、前記(1)との整合性を踏まえ「公正な競争環境を実現する」「事業者及び消費者の適法な権利を保護」「事業者の創意発揮」の3分野とした。

先ず、日本側が準備し中国側に提示した独禁法に係る課題項目は下記のとおり。

	独禁法	
政策目標 (政策目標)	公正な競争環境を実現する (创造一个公平的竞争环境)	事業者および消費者の適法な権利を保護する (保护经营者和消费者的合法权利)
課題 (課題)		
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”领域)	競争当局の意思決定の独立性確保 (确保竞争主管部门决策的独立性)	三角手形等を口実とした事業者間の不公正な取引慣行 (以三角票据为借口的经营者之间的不公平交易习惯)
	納品業者が取引先に対して契約不履行や不当な取引条件の強要に対してクレームをつけた場合に、その後の取引から排除される (如果生产厂家向交易对象指出其有不履约行为或交易条件非法,那么在以后的交易中此厂家就会被排除出局)	納品業者が契約どおりに仕様を満たす商品を生産したにもかかわらず、不当な理由で納品確認を拒否し、清算を行おうとしない。 (生产厂家依照合同符合规格的产品向交易对象交货,但对方却以不正当的理由拒绝点货,不结算清账)
	国営大企業による市場支配的地位の濫用 (国营企业滥用其市场支配地位)	産業介入の育成政策と競争政策の衝突 (产业政策与竞争政策的冲突)
	価格法、不正競争防止法との整合 (与价格法、不正当竞争法的协调)	大手アセンブラーが下請サプライヤーに対して、契約どおりに代金の支払を行わない (大型组装企业对承包供货企业不依照合同付款)
	大手企業が購買に当たって納入業者に対して不当な対価の支払を逆に強要する (大企业在进货时强行要求生产厂家支付额外费用)	事業者団体を通じたカルテル行為の防止 (防止通过经营者团体的卡特尔行为的发生)
	大手企業が納品業者に対して発注をする場合に契約を拒絶する (大企业对生产厂家订货时拒绝签合同)	
「適用」分野 (“适用”领域) 「執行」分野 (“执行”领域)	経済のグローバル化に対応した競争法の適用(市場占有率判断) (与经济全球化相适应的竞争法的适用<市场份额的界定>)	

これに続いて、中国側から独禁法及び不正競争防止法の両法律に関して各々の課題を挙げてもらったところ下記のようになった。なお、不正競争防止法の課題を抽出してもらう際に中国側から質問がいくつか提起されたがこれも含めてカード化している。中国政府関係者の問題意識を理解するうえで何らかの参考となると思われるので以下に併せて示す。

[不当競争防止法に係る課題と質問事項]

(消費者団体訴訟) 消費者団体訴訟、消費者保護の規定がない	(消費者賠償<虚偽広告>) 消費者賠償(虚偽広告)	(某些地方性保护条例<酒>;全国”超载超限”问题<煤>) アルコール分野では地方保護条例、石炭分野では過積載問題	(反不正当竞争法の立法目的:商业道德—公平競争) 不当競争防止法の立法目的とは、商業モラルか公平な競争か
(不正当竞争法执法机关) 不当競争防止法の執行機関	(如何容纳新出现的不正当竞争行为) マルチ商法	(反不正当竞争法与反壟断法的交叉—濫用市場支配地位) 不当競争防止法と独禁法とのクロス部分—市場の支配的地位の濫用	(媒体暴利性收取”广告費”,日本有何規制) メディアによる広告費の過大なつり上げ、日本ではどのような規制があるのか。

[独禁法に係る課題]

独禁法				
政策目標 (政策目標)	事業者の創意発揮 (发挥经营者的创造性)		公正な競争環境を実現する (创造一个公平的竞争环境)	事業者および消費者の適法な権利を保護する (保护经营者和消费者的合法权利)
課題 (課題)				
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”领域)	(农产品豁免问题<EU>) 農産品の独占禁止免除問題(EU)	(反壟断法与培育大型企业的冲突与协调问题) 独禁法と大手企業育成との衝突と整合性問題		
	(扩大对外开放与管制跨国公司垄断的问题) 対外開放の拡大と多国籍企業の独占管理の問題	(反壟断执法机关与监管机构<电信>的协调) 独禁法の執行機関と監督管理機関(電信)との協調		
	(促进壟断、卡特尔符合目前经济) 独占とカルテルの促進が中国の経済現状に合っている	(反壟断法在自然壟断行业和国家管制领域的适用问题) 独禁法が自然独占業界と国家管理業界での適用問題		
	(银行、保险业卡特尔豁免) 銀行業、保険業のカルテル免除について	(价格法在市场经济条件下的作用<死法>) 市場経済における価格法的作用		
	(打破地区封锁和部门分割) 地域閉鎖と部門の縦割りの打破	(地区封锁) 地域閉鎖		
	(需要禁止和限制利用优势力强迫交易) 支配力を利用して取引を強要することを制限する必要がある	(禁止濫用市場支配地位) 市場の支配的地位の濫用の禁止		
	禁止卡特尔协议 カルテル禁止プロトコル(密告者に対する罰則減免制度)			
「適用」分野 (“适用”领域) 「執行」分野 (“执行”领域)	(经济景气卡特尔豁免) 不況カルテル免除	(行业价格协调) 業界価格の調整		(反壟断法适用除外規定) 独禁法適用除外規定
	并购控制 M&Aコントロール(どのようなM&Aを禁止すべきか、その判断基準)	(行政壟断問題) 行政独占の問題	(市場支配地位的界定<50%份額>) 市場支配的地位の確定(50%シェア)	(建立独立、权威的反壟断法体制) 独立した權威性のある独禁法執行体制の構築
			(企業系列問題:政府与企业团体的利益协调) 企業系列問題:政府と企業団体の利益協調	(国家行为) どのような国家行為が容認されるか、日本では?

(3) 日本に支援を期待する分野

次に、独禁法及び不当競争防止法に関し、今後日本に対して特に支援を期待している分野を指摘してもらった。その結果は下記のとおりであった。

今後、日本に支援を期待する分野

〔立法・改正の項目から〕

<p>「立法」「改正」分野 （“立法”、“修改”領域）</p>	<p>（反壟断法与培育大型企业的冲突与协调问题） 独禁法と大手企業育成との衝突と整合性問題</p>	<p>（銀行、保険業カテル豁免） 銀行業、保険業のカテル免除について</p>
-------------------------------------	---	--

〔適用・執行の項目から〕

<p>「適用」分野 （“適用”領域） 「執行」分野 （“執行”領域）</p>	<p>（市場支配地位的界定 &lt;50%份額&gt;） 市場支配的地位の確定 （50%シェア）</p>	<p>（反壟断法适用除外規定） 独禁法適用除外規定</p>	<p>（经济景气カテル豁免） 不況カテル免除</p>	<p>（行业价格协调） 業界価格の調整</p>	<p>（国家行为） どのような国家行為が容認されるか、日本では？</p>
--	--	-----------------------------------	--------------------------------	-----------------------------	--

〔関連法規から〕

<p>関連法規分野</p>	<p>価格法</p>
---------------	------------

(4) 関連法規

独禁法、不当競争防止法に関連する法規を全て列挙し中国側に確認した。その結果、下記が関連法規であることが確認できた。日本側が当初提示した「行政訴訟法」は関連法規ではないことが確認された。

<p>関係法規</p>	<p>M&amp;A関連法</p>	<p>不正競争防止法</p>	<p>業界管理を必要とするその他の法律</p>	<p>価格法</p>	<p>郵政法</p>	<p>電信法</p>	<p>金融関連の法律（保険業、銀行業など）</p>
-------------	-------------------	----------------	-------------------------	------------	------------	------------	---------------------------

(5) 関連機関

同様に関連機関を確認したところ、結果は以下のとおり。

立法關係機 関	全人代財政 經濟委員會	全人代法制 工作委員會	國務院法制 弁公室	商務部	国家工商行 政管理總局
------------	----------------	----------------	--------------	-----	----------------

中国公司法ワークショップ(1) PDM 中国公司法小型讨论会(1) PDM											
2004年8月18日(水) 於:商務部 2004年8月18日(星期三) 于商務部											
上位目標 (最終目標)	中国社会主义市場経済の健全な発展 (使中国社会主义市場経済能够健康发展)	社会の経済秩序を維持する (维护社会的经济秩序)	(完善中国社会主义市場経済法律体系) 中国社会主义市場経済法律システムの整備								
プロジェクト目標(法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	投資の促進 (促进投资)	起業の促進 (促进创业)	(使公司法便于和国际通用做法接轨) 公司法の国際スタンダードとの合致	(公司的健康経営) 会社の健全な経営	(使公司法更加便于实施和执行) 会社法のよりよい実施と執行に寄与する						
				(完善公司治理结构) コーポレート・ガバナンスの整備							
成果 (成果:修改内容)	会社設立の規範化 (规范成立公司的条件和程序)	会社組織の規範化 (规范公司组织)	(減少政府控制权, 扩大公司、股东的自主权) 政府の干渉を制限し株主自主権を拡大する	株主の合法的權益が保護される (使股东的合法性权益得到保护)	債権者の合法的權益が保護される (使债权人的合法性权益得到保护)	法的整合性が確保される (确保法律的整合性)	(明确高管的诚信义务) 会社の責任者の信用義務を明確にする	(删除过时的制度:如对外投资限制) 古びた制限の削除:例えば对外投资規制の撤廃	(増補公司法律制度:如独立董事) 会社法律制度の充実	(增加个别行政措施) 個別の行政措置を増やす	(明晰公司及相关主体的法律责任) 会社と関連主体の法律責任の明確化(株主=利害関係者)
						(公司法与証券法的协调) 会社法と証券法のバランス					
						(理顺公司法与三資法的关系) 会社法と三資法の関係づくり					
活動 (活動)											
「立法」改正分野 (「立法」、「修改」領域)	継続企業の原則の確立 (确立持续经营的原则)	スムーズな事業運営 (使公司业务能够顺利开展)		株主保護の実現 (实现对股东的保护)		証券法との整合性確保 破産法との整合性確保 国有資産管理法との整合性確保 M&A関連法との整合性確保 (确保与証券法的协调性;与破産法的协调性; 与国有資産管理法的协调性;与企业并购相关法的协调性)					
「適用」分野 (「適用」領域)	行政官の育成 (培育行政官员)										



中国公司法ワークショップ(2) 政策目標毎の課題  
中国公司法小型讨论会(2) 各政策目標的課題

2004年8月18日(水) 於: 商務部  
2004年8月18日(星期三) 于 商務部

課題 (課題)	投資の促進 (促进投资)		起業の促進 (促进创业)		公司法の国際スタンダードとの合致 (使公司便于和国际通用做法接轨)		会社の健全な経営/コーポレートガバナンスの確立 (公司的健康经营/完善公司治理结构)		
	(公司转投资) 会社の対外投資(純 資産の50%規定等)	中小株主保護 (中小股东保护)	一人会社に関する規 定 (关于一人公司的規 定)	会社登記実務 (公司的登記实务)	(增加关联公司的規 定) 関連会社間取引につ いての規定を増やす		上場会社の監督に関 する規定 (有关监督上市公司 的规定)	株主、監査役、ト ク事 会の権利義務のバラ ンス (股东、監査机构、董 事会的權利与义务)	(累積投票制) 累積投票制
	法定資本金 (法定资本)	(公司股票上市、发行 新股条件) 会社の株式上場・新 株発行条件の緩和	会社設立条件の緩和 (放宽公司的成立条 件)		(增加关联交易的規 定) 関連取引に関する規 定		法人格否認の法理 (否认法律人格的法 理)	(对股东资格进行管 理) 株主資格についての 管理	
	企業の留保利益と株 主の権利 (企业的内部留存与 股东权利)		設立時会社定款の内 容 (有关公司章程的内 容)				経営者の権利義務 (经营者的权利与义 务)	(表决权征集制度) 議決権募集制度	
「適用」分野 (“适用”领域)	株主の権限と行政関 与のバランス (股东的权限与行政 干预的平衡关系)						(利益冲突) 利益衝突	规范“自我交易” 自己取引についての 規範化	
							(交叉持股的法律規 范) 株主相互持合いの規 範化		
							(股东衍生訴訟) 株主代表訴訟		
「執行」分野 (“执行”领域)							違反刑罰規定 (有关违反公司法的 刑罰規定)	(建立市场禁入制度) 参入規制制度の構築 (取締役の欠格事由)	
執行の範疇に入るが、横断的課題 であって総合的上記4つの政策目標 分類のどれにも落ちないもの (属于执法领域, 但是作为综合性课 题不适于上述4个政策目标的分 类)	(明确行政处罚实施机构) 行政処罰実行機関の明確化								
	(公司法上の訴訟) 公司法上の訴訟(会社の司法介入、会社訴訟)								

2004年8月18日(水) 於: 商務部

今回の法改正に関連する法規 (与本次公司法修改相关的法规)	公司法	三資法	証券法	破産法	刑法	国有資産管理條例	個別の会社登記條例
----------------------------------	-----	-----	-----	-----	----	----------	-----------

今回の法改正に関連する機関 (与本次公司法修改相关的机构)	國務院法制弁公室	国有資産監督管理委員會	商務部	証券管理監督委員會、	國家工商行政管理總局	最高人民法院	國家發展改革委員會	財政部	全人代財經委員會	全人代法制工作委員會
(中国側コメント) (中方意見)	起草者、組織者(他機関メンバーを組織)						△ あまり関係ない	× 関係なし		

中国三資法とM&A法ワークショップ(1) PDM  
中国三資法与并购法小型讨论会(1) PDM

2004年8月20日(金) 於: 商務部  
2004年8月20日(星期五) 于 商務部

上位目標 (最終目標)	國際的經濟協力の拡大 (扩大国际经济合作)	國際的な技術交流の拡大 (扩大国际技术交流)	國際的な資本交流の拡大 (扩大国际资本交流)	国有企業の再編 (国有企业重组)	(维护国家经济自主和经济安全) 国家經濟の自主權と安全の保護			
プロジェクト目標(法改正の目的) 項目目標(修改公司法的目的)	暫定規定を正式な法律に整理する (将暂行规定整理后升级为正式的法律)	統一された外商投資企業法の立法 (制定具有统一性的外商投资企业法)	内外直接投資の促進 (促进内、外直接投資)	外資・M&Aの促進 (促进外资并购)	(协调与公司法之间的关系) 公司法との整合性			
成果 (成果: 修改内容)	規制緩和が実現する (放宽限制)	内国民待遇の更なる促進 (进一步促进国民待遇)	対中直接投資が増加する (对中直接投資增多)	(促进积极、合理、有效地利用外资) 積極的、合理的、効果的な外資利用の促進	(投資者権利義務的平衡) 投資者の權利と義務のバランス	(实现政府对外资的有序管理) 政府による正しい外資管理の実現	(规范外国投资者在国内的投资活动) 外国投資者の国内での投資活動の規範化	(增删一些条例) 一部の条例の増加と削除
活動 (活動)								
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”領域)								
「適用」分野 (“适用”領域)								
「執行」分野 (“执行”領域)								

中国三資法とM&A法ワークショップ(2) PDM  
中国三資法与并购法小型讨论会(2) PDM

2004年8月20日(金) 於:商務部  
2004年8月20日(星期五) 于商務部

課題 (課題)	三資法				M&A法		
	その他	制限	優遇	法律体系			
「立法」「改正」分野 ("立法"、"修改"領域)	(外資法由企業法向外資管理法的轉變) 外資法の企業法から外資管理法への転換	内外資合弁企業形態の制限撤廃 (撤消对合資、合作企業企業性質變更的限制)	外資の方が優遇を受けている(逆差別) (对外資更优惠<反歧视>)	三資と外商投資株式会社の取扱いの違い (对三資企业与外商投資股份公司的規定不同)	(增加关联公司的規定) 関連会社間取引についての規定を増やす	2003年の「外資投資者」による国内企業買収暫定規定」の内容が簡単すぎる (2003年的《外国投資者并购境内企業暫行規定》的内容过于简单)	(累積投票制) 累積投票制
	(对跨国公司規制的) 多国籍企業についての規範化	重要決議事項に関する董事会全員一致の規定の緩和(合弁企業の場合) (放宽有关重要表决事项的需董事会全体成员通过的规定)	(对外資优惠措施的取消) 外資優遇措置の撤廃	(三資法与公司法等企業組織法之間的銜接) 三資法と会社法など企業組織法間の整合性	価格が国有資産の評価に拘束される (价格受国有资产评价的约束)	MBO及其法律規制 (MBO及ひその法律規制)	外資并购的资产评估 (外資によるM&Aの資産評価)
	(对来华投資的公司和个人的信用管理) 対中投資会社と個人の信用についての管理	外資は会社設立に審査、認可が必要 (成立外資公司时需经审查批准)		(促進内外資法統一、協調) 内外投資法の統一と協調の促進	買収の際に入札手続が要求される (收购时需经招投标程序)	M&Aと垄断的規制 (M&Aと独占についての規制)	(加强外商投資企業股權轉让的監管) 外商投資企業の株式譲渡についての監督管理の強化
	(加强外商投資企業股權轉让的監管) 外商投資企業の株式譲渡についての監督管理の強化	退出(特分譲渡、解散等)の不自由さ 不能自由退出公司(轉让股份、解散等)		(外資法与公司法等相關法律的協調問題) 外資法と会社法などとの整合性問題		外資并购中的人员安置 (外資によるM&A過程における従業員についての措置)	
		董事および總經理の責任の明確化 (明确董事和總經理的責任)		三資企業間の整合性の確保 (确保三資企业之間的协调性)			
		国内における再投資規制の緩和 (放宽在中国国内再投資限制)		(國際行法与国内法相結合) 合成《外商投資法》、便于协调 三資法を一つにする、例えば《外商投資法》			
		(产业逐步自由化政策) 産業の段階的自由化政策					
「適用」分野 ("適用"領域)	中央の法規と地方性法規との適合 (与地方性法規的协调)	許認可手続きの簡素化 (简化批准手续)	(稅收优惠对内資企业統一适用) 稅制優遇措置の内外企業における統一適用		デューデリジェンスが困難 (难以对企业情况进行尽职调查)		
		行政手続の透明性確保 (确保行政手続的透明度)					
		認可を拒否された時の不服申し立てが事実上出来ない (公司未得到批准时实际上不能提出异议)					
「執行」分野 ("執行"領域)	合弁企業契約に関する紛争解決の準拠法制限の緩和 (放宽解决有关合資企业合同的法律依据)	裁判で勝訴しても執行が困難 (即使胜诉也难以执行)					
質問事項	(日本关于外資的法律与規章) 日本で外資に関する法律と法規とは						
	(日本关于外商投資有何立法) 日本で外商投資に関する法律があるか						
	(日本有无产业指导目录、分別管理) 日本で産業指導目錄と分別管理があるか						

2004年8月20日(金) 於:商務部  
 2004年8月20日(星期五) 于商務部

關係法規	独占禁止法	行政訴訟法	民事訴訟法	証券法	公司法	契約法	外為法	社会保障法	行政許可法	破産法	税法
------	-------	-------	-------	-----	-----	-----	-----	-------	-------	-----	----

關係機關	商務部	国有資産監督管理委員會	中国人民銀行	証券管理監督委員會、	国家工商行政管理總局	全人代財政經濟委員會	国家稅務總局	財政部	銀行業監督管理委員會	保險業監督管理委員會	全人代法制工作委員會
	國務院法制辦公室	人民法院	国家發展改革委員會	關連する産業部門							

中国独禁法と不当競争防止法ワークショップ(1) PDM  
 中国反壟断法与反不正当竞争法小型讨论会(1) PDM

2004年8月24日(火) 於: 商務部  
 2004年8月24日(星期二) 于 商務部

上位目標 (最終目標)	經濟厚生の向上、消費者利益の保護 (构筑有序的市场经济环境, 确保消费者利益)	經濟の効率化、産業競争力の向上 (提高市场的经济效率和产业竞争力)	(資源优化配置) 資源の最適化、自由競争による優勝劣敗	企業選別力という市場メカニズムの機能を適正に發揮させる (正确发挥市场机制的作用—企业的优胜劣汰)				
プロジェクト目標(法規自体の目標) 項目目標(制定法律的目标)	公正な市場競争環境を実現する (创造一个公平的市场竞争环境)	事業者及び消費者の適法な権利を保護する (保护经营者和消费者的合法权利)	(自由公平競争) 自由公正な競争	<不当競争防止法> (公平競争) 公正な競争				
成果 (成果 修改内容)								
活動 (活动)								
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”领域)								
「適用」分野 (“适用”领域)								
「執行」分野 (“执行”领域)								

中国独禁法と不当競争防止法ワークショップ(2) PDM  
中国反壟断法と反不正当競争法小型討論会(2) PDM

2004年8月24日(火) 於: 商務部  
2004年8月24日(星期二) 于 商務部

	独禁法			不当競争防止法	
政策目標 (政策目標)	公正な競争環境を実現する (創造一个公平的竞争环境)	事業者および消費者の適法な権利を保護する (保护经营者和消费者的合法权利)	事業者の創意発揮 (发挥经营者的创造性)		
課題 (課題)					質問事項
「立法」「改正」分野 (“立法”、“修改”領域)	競争当局の意思決定の独立性確保 (确保竞争主管部门决策的独立性)	三角手形等を口実とした事業者間の不正な取引慣行 (以三角票據为借口的经营者之间的不公平交易习惯)	(农产品豁免問題<EU>) 農産品の独占禁止免除問題 (EU)	(反壟断法と培育大型企业的冲突与协调問題) 独禁法と大手企業育成との衝突と整合性問題	(反不正当竞争法的立法目的: 商业道德—公平竞争) 不当競争防止法の立法目的とは、商業モラルか公平な競争か (反不正当竞争法与反壟断法的交叉—滥用市场支配地位) 不当競争防止法と独禁法とのクロス部分—市場の支配的地位の濫用
	納品業者が取引先に対して契約不履行や不当な取引条件の強要に対してクレームをつけた場合に、その後の取引から排除される (如果生产厂家向交易对象指出其有不履行行为或交易条件非法, 那么在以后的交易中此厂家就会被排除出局)	納品業者が契約どおりに仕様を満たす商品を納入したにもかかわらず、不当な理由で納品確認を拒否し、清算を行おうとしない。 (生产厂家依照合同将合格的产品向交易对象交货, 但对方却以不正当的理由拒绝点货, 不结算清账)	(“大対外開放と管制跨国公 司壟断的問題) 対外開放の拡大と多国籍企業 の独占管理の問題	(反壟断法机关与监管机构 “通信”的协调) 独禁法の執行機関と監督管 理機関(通信)との協調	(如何容纳新出现的不正当竞争 争行为) マルチ商法 (某些地方性保护条例<酒 >; 全国“超载超限”問題<煤 >) アルコール分野では地方保護条 例、石炭分野では過積載問題
	国営大企業による市場支配的地位の濫用 (国营企业滥用其市场支配地位)	産業介入の育成政策と競争政策の衝突 (产业政策与竞争政策的冲突)	(促進壟断、カテル符合目前 经济) 独占とカルテルの促進が中国 の経済現状に合っている	(反壟断法在自然壟断行业 和国家管制领域的适用問 題) 独禁法が自然独占業界と国 家管理業界での適用問題	(消費者団体訴訟) 消費者団体訴訟、消費者保護 の規定がない (消費者賠償<虚假广告>) 消費者賠償(虚假广告)
	価格法、不正競争防止法との整合 (与价格法、不正当竞争法的协调)	大手アセンブラーが下請サプライヤーに対して、 契約どおりに代金の支払を行わない (大型組裝企业对承包供货企业不依照 合同付款)	(銀行、保険業カテル豁免) 銀行業、保険業のカルテル免 除について	(价格法在市场经济条件下 的作用<死法>) 市場經濟における価格法の 役割 (不正当竞争法机关) 不当競争防止法の執行機関	(媒体暴利性收取“广告费”, 日本有何規制) メディアによる広告費の過大な つり上げ、日本ではどのよう な規制があるのか。
	大手企業が購買に当たって納入業者に対して不 当な対面の支払を逆に強要する (大企业在进货时强行要求生产厂家支付额外 费用)	事業者団体を通じたカルテル行為の防止 (防止通过经营者团体的卡特尔行为 的发生)	(打破地区封锁和部门分割) 地域閉鎖と部門の縦割りの打 破	(地区封锁) 地域閉鎖	
	大手企業が納品業者に対して発注をする場合に 契約を拒絶する (大企业对生产厂家订货时拒绝签合同)		(需要禁止和限制利用优势力 强迫交易) 支配力を利用して取引を強要 することを制限する必要がある	(禁止滥用市场支配地位) 市場の支配的地位の濫用の 禁止	
			禁止カテル協 カルテル禁止プロトコル(密告 者に対する罰則減免制度)		
「適用」分野 (“适用”領域) 「執行」分野 (“执行”領域)	經濟のグローバル化に対応した競争法の適用(市 場占有率判断) (与经济全球化相适应的竞争的适用<市场 份额的界定>)	(反壟断法适用除外規定) 独禁法適用除外規定	(經濟量气カテル豁免) 不況カルテル免除	(行业价格协调) 業界價格の調整	
	(市場支配的地位の界定<50%份额>) 市場支配的地位の確定(50%シェア)	(建立独立、权威的反壟断法体制) 独立した權威性のある独禁法執行体制 の構築	并购控制 M&Aコントロール(どんなの ようなM&Aを禁止すべきか、その 判断基準)	(行政壟断問題) 行政独占の問題	
	(企業系列問題: 政府与企业团体的利益协调) 企業系列問題: 政府と企業団体との利益協調	(国家行为) どのような国家行為が容認されるか、日 本では?			

2004年8月24日(火) 於: 商務部 2004年8月24日(星期二) 于 商务部							
関係法規	M&A関連法	不正競争防止法	業界管理を必要とする その他の法律 (需要行业管制的其他 法律)	価格法	郵政法	電信法	金融関連の法律(保険 業、銀行業など)
立法関係機関	全人代財政経済委員会	全人代法制工作委员会	国务院法制办公室	商務部	国家工商行政管理总局		



## 附 属 資 料

1. R/D (和文、中文)
2. M/M (和文、中文)
3. 事前評価調査資料 (団員構成、調査日程)
  - (1) 調査項目
  - (2) 調査団員の氏名と所属先
  - (3) 調査日程
  - (4) 調査結果

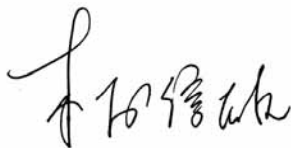
中華人民共和国 経済法・企業法整備プロジェクトにかかる  
技術協力に関する独立行政法人国際協力機構と  
中華人民共和国商務部との協議議事録

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）中華人民共和国事務所と中華人民共和国商務部は、経済法・企業法整備プロジェクトの有効な実施のため、双方が取るべき措置について一連の討議をおこなった。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

等しく正文である日本語、中国語による本書各々2通を作成し、双方の合意のもとに署名した。

2004年11月18日 北京



木村 信雄  
独立行政法人国際協力機構  
中華人民共和国事務所 所長



朱 洪  
中華人民共和国  
商務部国際經貿關係司 副司長

I. JICA と中華人民共和国政府の協力

1. JICA と中華人民共和国政府は、経済法・企業法整備プロジェクト（以下、「当該プロジェクト」という。）の実施につき相互に協力をおこなう。
2. 当該プロジェクトは、附表 I の基本計画に基づいて実施される。

II. JICA の取るべき措置

日本国において施行されている法律及び規則に従い、JICA は、JICA の経費負担により日本の技術協力計画の通常手続きに基づき、以下の措置をとる。

1. 日本人専門家の派遣  
JICA は、附表 II に掲げる日本人専門家の役務を提供する。
2. 研修員受入れ  
JICA は、日本における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国側人員を受け入れる。
3. 特別措置  
JICA は、日本国において施行されている法律及び規則に従い、当該プロジェクトの円滑な実施を保証するために、研修等の実施に必要な経費の一部を負担する特別措置を取る。

III. 中華人民共和国政府の取るべき措置

1. 中華人民共和国政府は、全ての関係者、受益者グループ及び団体を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本の技術協力期間中および終了後、当該プロジェクトの自立的運営が持続されることを確保するために、必要な措置を取る。
2. 中華人民共和国政府は、日本の技術協力の結果として中国国民が獲得する技術及び知識が、中国の経済及び社会発展に貢献することを確保する。
3. 中華人民共和国政府は、上記 II-1 にいう日本人専門家及びその家族に対し附表 III に掲げる特別措置、免税及び便宜を与えるとともに、同様の任務を遂行する第三国または国際機関の専門家に劣らない特別待遇、免



税及び便宜を与える。

4. 中華人民共和国政府は、中国人が日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を取る。
5. 中華人民共和国において施行されている法律及び規制に従い、中華人民共和国政府は中華人民共和国側の負担において、当該プロジェクトへ以下のものを提供するために必要な措置を取る。
  - (1) 附表 IV に掲げる中国人カウンターパートの配置
  - (2) 附表 V に掲げる土地、建物及び附帯施設
  - (3) 中華人民共和国における日本人専門家の公務出張に対する交通の便宜及び市内交通費
6. 中華人民共和国において施行されている法律及び規制に従い、以下の必要な措置を取る。
  - (1) 当該プロジェクト実施に必要な運営費

#### IV. 当該プロジェクトの管理

1. 商務部国際経貿関係司 主管司長は、プロジェクトディレクターとして、当該プロジェクトの管理及び実施に係る全体の責任を負う。
2. 商務部条約法律司 主管司長は、プロジェクトマネージャーとして、当該プロジェクトの運営及び管理について責任を負う。
3. JICA 中国事務所は、当該プロジェクトの実施に関する事項に関し、当該プロジェクトのプロジェクトディレクター及びプロジェクトマネージャーに対し、必要な提言及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対して当該プロジェクトの実施に関する技術的事項において、必要な技術的提言及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的にかつ成功裏に実施するために、附表 VI に記



述される機能及び構成による合同委員会が設置される。

6. 当該プロジェクトに係る組織図は、附表 VII の通りである。

V. 合同評価

当該プロジェクトの評価は、協力期間の中間時及び終了前の間に、達成レベルを検討するために JICA と中華人民共和国商務部により行われる。

VI. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する責任を負う。

VII. 相互協議

JICA 及び中華人民共和国商務部は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

VIII. 当該プロジェクトに関する理解及び支援の促進

中華人民共和国政府は、当該プロジェクトに対する中華人民共和国国内における理解及び支援の促進のため、当該プロジェクトを中華人民共和国人民に知らしめるために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

この附属文書における当該プロジェクトのための技術協力期間は、2004 年 11 月 18 日から 2007 年 11 月 17 日までの 3 年間とする。

---

附表 I	基本計画
附表 II	日本人専門家
附表 III	日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜
附表 IV	カウンターパート
附表 V	土地、建物及び附帯施設
附表 VI	合同委員会
附表 VII	プロジェクト組織図



附表 I 基本計画

上位目標

中国における経済活動を担う会社主体が健全な経済秩序のもとに事業を創設、発展させる機会が提供され、公正かつ自由な競争が促進されることによって、一般消費者の利益の保護と国民経済の健全な持続的発展が実現する。

プロジェクト目標

中国における立法関連機関および法執行機関に所属する担当官の能力が向上し、日本の知見を取り入れ、国際ルールとの調和化の進展を念頭においた透明性の高い経済法・企業法制度の整備が促進される。

プロジェクト成果

サブプロジェクト 1：公司法の改正

1-1 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する

- ① 投資・起業促進
- ② 会社の健全な経営（会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス）
- ③ 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム
- ④ 関連法（証券法、三資法、破産法、M&A 関連法、国有資産管理法等）との法的整合性

1-2 以下の点で会社登記制度および運用の枠組みが確立される。

- ① 日本の知見を踏まえ、改正公司法の趣旨に適合した会社登記管理条例の整備が促進される。
- ② 日本の知見を踏まえ、会社登記実務の研修教材の整備が促進される。

1-3 改正公司法の立法趣旨を踏まえ、紛争解決及び違反行為への対処する執行体制の整備が促進される。

サブプロジェクト 2：独占禁止法の立法

2-1 以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する。

- ① 市場の支配的地位の濫用の防止
- ② 過度の経済力集中につながる企業結合の防止
- ③ 価格法、不正競争防止法との調和
- ④ 独占禁止法の執行体制の独立性
- ⑤ 内資・外資の無差別的な取り扱い

2-2 [2-1]の立法趣旨および以下の諸点をふまえた執行体制が構築され、透明性が高く、公正かつ実効性のある運用が行われる。

- ① 独占禁止法の執行機関と特定の事業分野の監督管理機関との協調
- ② 独占禁止法適用除外範囲の極小化
- ③ 法令及びガイドラインの策定と公開

サブプロジェクト3：市場流通関連法の立法研究

3-1 立法関係者の市場流通関係の法規に関する知見が蓄積される。

プロジェクト活動

サブプロジェクト1：公司法の改正

1-1-1 公司法の改正に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介

1-1-2 公司法及び周辺法に関する日中の法規および施行規則の検討と相互理解の促進、理論的理解の向上と、周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(周辺法の対象は証券法、破産法、三資法、国有資産管理法、M&A関連法)

1-1-3 公司法の立法審議にかかる特定課題検討

1-2-1 会社登記条例の施行機関の実態調査と分析

1-2-2 日本の商業登記関連法および研修資料の紹介

1-2-3 商業登記実施方法に関する課題の特定と提言

1-3-1 日中の代表的な会社法判例の紹介と分析

1-3-2 中国における公司法の適用に係る紛争の解決に関する課題の分析と提言

サブプロジェクト2：独占禁止法の立法

2-1-1 独占禁止法の立法に資する日本法の立法から執行に至る包括的な紹介

2-1-2 独占禁止法の理論的理解の向上と周辺法との整合性を図るためのアドバイス及び提言(不正競争防止法、価格法、国有資産管理法、M&A関連法)

2-1-3 独占禁止法最終草案を取りまとめる行政官の個別課題研修

2-1-4 独占禁止法立法審議にかかる特定課題の検討

2-2-1 独占禁止法に関する日本法および施行規則(ガイドライン)、代表的な審判・審決例の紹介





- 2-2-2 独占禁止法の施行機関の組織構築への提言
- 2-2-3 独占禁止法の執行に係る課題の特定と提言

サブプロジェクト3：市場流通関連法の共同研究

3-1-1 市場流通に関連する日本法の包括的な紹介

\* プロジェクトの進捗に従って基本計画を変更する場合は、日中双方で議事録により確認する。

附表 II 日本人専門家

1. 長期専門家

現在のところ、計画なし。

2. 短期専門家

当該プロジェクトに関する分野の短期専門家については、プロジェクトの円滑な実施のために必要に応じて派遣される。

附表 III 日本人専門家に対する特別待遇、免税及び便宜

- 1. 日本人専門家に海外から送金される報酬に対して、または、これに関連して課せられる所得税及びその他の課徴金が免除される。
- 2. 日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的私用品及び業務に関連する機材に対して関税が免除される。
- 3. 日本人専門家及びその家族に対して、医療の便宜が提供される。

附表 IV カウンターパート

- 1. プロジェクトディレクター  
商務部国際経貿関係司 主管司長
- 2. プロジェクトマネージャー  
商務部条約法律司司 主管司長



3. 下記の分野におけるカウンターパート

- (1) 公司法
- (2) 独占禁止法
- (3) 市場流通関連法

附表 V 土地、建物及び附帯施設

- 1. 専門家執務室
- 2. 研究会、セミナー実施場所

附表 VI 合同委員会

1. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回、または必要が生じたときに開催し、次の機能を持つものとする。

- (1) 討議議事録に沿って策定される当該プロジェクトの年次活動計画を承認する。
- (2) 上記の年次計画により遂行される技術協力活動の全体の進捗に関する検討を行う。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき、検討し意見交換を行う。

2. 構成

- (1) 議長 商務部国際経貿関係司 主管司長
- (2) 副議長 商務部条約法律司 主管司長
- (3) 中国側構成員
  - ・ 国家科学技術部国際合作司代表
  - ・ 商務部国際経貿関係司代表
  - ・ 商務部条約法律司代表
  - ・ 國務院法制弁公室工業交通商事法制司代表
  - ・ (必要に応じ) 参与機関代表

- (3) 日本側構成員



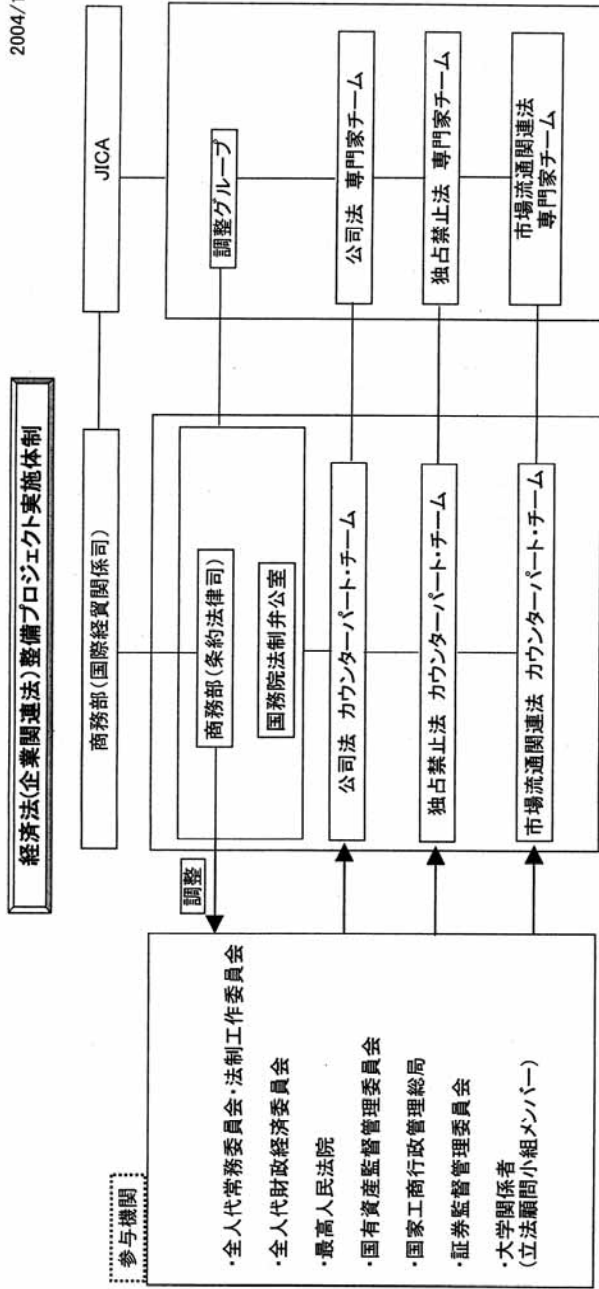
- ・ JICA 中国事務所代表
- ・ 必要に応じ、JICA により派遣された専門家、調査団

注記：在中國日本大使館はオブザーバーとして出席できる。

Handwritten signatures in black ink, consisting of two distinct marks.

附表 VII プロジェクト組織図

2004/11/18



C/Pチームは、立法起草グループ、全人代審議関係者、適宜、執行関係者より構成される。  
 プロジェクト管理機関(商務部国際経貿関係司 主管司長)  
 プロジェクト実施機関(商務部条約法律司 主管司長)

中华人民共和国商务部与日本国际协力机构  
关于经济法·企业法完善的技术合作项目

实施协议会谈纪要

中华人民共和国商务部与日本国际协力机构（以下称“JICA”）中华人民共和国国事务所，为经济法·企业法完善项目的有效实施，就双方应采取的必要措施进行了协商。

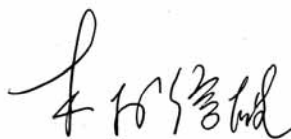
协商的结果，双方一致同意按附件所列内容向各自政府提出建议。

本纪要用中文及日文作成，正本各一式两份，两种文本具同等效力，经双方同意签署。

2004年11月18日  
于北京市



朱 洪  
中华人民共和国商务部  
国际经贸关系司 副司长



木村 信雄  
日本国际协力机构  
中华人民共和国国事务所 所长

附件

I. 中华人民共和国政府与 JICA 的合作

1. 中华人民共和国政府与 JICA 就实施经济法·企业法完善项目（以下简称“本项目”）进行合作。
2. 本项目依照附表 I 的基本计划实施。

II. JICA 应采取的措施

根据日本国政府现行法律和法规，按照 JICA 技术合作的一般程序，由 JICA 负担费用，采取以下措施。

1. 派遣日本专家  
JICA 提供附表 II 所列日本专家的服务。
2. 接受进修人员  
JICA 接受与本项目有关的中方人员赴日进行技术进修。
3. 特别措施  
根据日本国政府现行法律和法规，为保证本项目顺利执行，JICA 采取特别措施，承担举办培训等的部分必要经费。

III. 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 中华人民共和国政府通过使所有有关人士、受益单位及团体积极参与本项目，在项目实施期间及结束后，采取必要的措施确保本项目自主运行。
2. 中华人民共和国政府确保中国有关人员在本次合作项目中掌握的技术、知识作为与日本技术合作的成果，贡献于中华人民共和国经济和社会的发展。



3. 中华人民共和国政府为上述Ⅱ之 1 中的日本专家及其家属提供附表Ⅲ所列的在中国境内享有的特殊待遇、免税及方便，提供不低于第三国或国际机构所派遣执行同样任务的专家所享有的特殊待遇、免税及方便。
4. 中华人民共和国政府为确保中方进修人员在赴日技术进修中获得的知识和经验有效地应用于本项目的实施而采取必要的措施。
5. 按照中华人民共和国现行法律和法规，由中方负担费用，为本项目实施采取以下必要的措施：
  - (1) 配备附表Ⅳ所列的中方对口人员。
  - (2) 配备附表Ⅴ所列的土地、建筑物及附带设施。
  - (3) 为日本专家提供在中华人民共和国国内公务出差时的交通方便及本项目所在地的市内交通费。
6. 按照中华人民共和国现行法律和法规，中华人民共和国政府采取以下必要的措施：
  - (1) 负担本项目实施必需的运营费用。

#### IV. 项目管理

1. 商务部国际经贸关系司主管司长，作为项目负责人对本项目的管理及实施负总责。
2. 商务部条约法律司主管司长，作为项目主任对本项目的运行及管理负责。
3. JICA 中国事务所就实施项目的有关事项向项目负责人及项目主任提出必要的意见及建议。
4. 日本专家就本项目实施的有关技术事项向中方对口人员提供必要的技术指导

Two handwritten signatures in black ink, one on the left and one on the right, appearing to be initials or names.

和建议。

5. 为了有效且成功地实施本项目，按附表VI所述职能和组织机构设立联合委员会。

6. 本项目的组织图如附表VII所示。

#### V. 联合评估

为确认本项目的进展程度，在项目实施中期及合作结束之前，由 JICA 和中华人民共和国商务部共同对本项目进行评估。

#### VI. 对日本专家的赔偿要求

日本专家在华执行本职工作中，或在本项目执行当中，或在执行与本项目有关的工作中，发生被提出赔偿要求的情况时，中华人民共和国政府承担有关赔偿的责任。但若系日本专家故意或因其重大过失而产生的赔偿要求则不在此规定之内。

#### VII. 相互协商

JICA 与中华人民共和国商务部对由本附件产生的或与本附件相关的主要事项进行协商。

#### VIII. 促进对本项目的理解和支持

为促进对本项目的理解和支持，中华人民共和国政府将采取适当的措施，使项目为中华人民共和国人民广泛了解。

Handwritten signatures in black ink, appearing to be initials or names, located at the bottom right of the page.



IX. 合作期限

项目合作期限从 2004 年 11 月 18 日起至 2007 年 11 月 17 日，为期 3 年。

- 附表 I 基本计划
- 附表 II 日本专家
- 附表 III 日本专家享有的特殊待遇、免税及方便
- 附表 IV 对口人员
- 附表 V 土地、建筑物及附带设施
- 附表 VI 联合委员会
- 附表 VII 项目组织图